

第4次村上市障がい者計画  
第7期村上市障がい福祉計画  
第3期村上市障がい児福祉計画

<素案>

令和5年11月

村上市



ごあいさつ

※市長挨拶文



## 目 次

第1編 総論	1
第1章 計画の基本的事項	3
第1節 計画の概要	3
第2節 持続可能な開発目標（SDGs）との関わり	6
第3節 計画の策定体制	7
第2章 障がい者を取り巻く現状	8
第1節 人口・世帯	8
第2節 障害者手帳等の状況	10
第4節 自立支援医療（精神通院医療）支給認定者数の推移	15
第5節 障がい児の教育・保育の状況	16
第6節 障がい者雇用の状況	19
第7節 アンケート調査結果の概要	21
第8節 本市の障がい福祉をめぐる課題	37
第2編 障がい者計画	39
第1章 基本的考え方	41
第1節 基本理念	41
第2節 基本目標	42
第3節 基本施策	44
第4節 施策体系	46
第2章 施策の展開	48
基本施策1 権利擁護の推進、差別の解消及び虐待の防止	48
基本施策2 安全・安心のまちづくり	51
基本施策3 生活支援の充実	55
基本施策4 保健・医療の充実と障がい発生の予防	60
基本施策5 雇用・就労の支援	65
基本施策6 社会参加の促進	68
基本施策7 教育の振興	72
基本施策8 障がい児の支援体制の整備	76
基本施策9 計画の推進体制	78
第3章 計画の進行管理	80
第3編 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	83
第1章 障がい福祉サービス等の数値目標	85

第2章 障がい福祉サービス等の見込量 .....	93
第3章 地域生活支援事業の見込量 .....	104
資料編 .....	109
資料1 村上市障がい者計画等審議会 .....	111
資料2 策定の経過 .....	111

# 第1編 総論



## 第1章 計画の基本的事項

### 第1節 計画の概要

#### 1 計画策定の趣旨

近年、障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、発達障がいや医療的ケア児などの、特性に応じた切れ目のない支援の必要性等を背景に、多様化・複雑化しています。また、障がいのある人に対する偏見や差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止を進めるほか、地域共生社会の推進を図り、全ての人にとって住みやすく生きていきやすい社会の実現が求められています。

そうしたなか、平成26年、わが国は「障害者権利条約」の批准書を国連に寄託し、条約締結国になり、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

その後も、平成30年には文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和3年には障がい者に対する「合理的配慮」の提供を国や自治体のみならず民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」、令和4年には障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を施行するなどの、障がい者に関する法整備が進められ、さらには、令和5年に障がい者の地域生活における支援体制の充実や、多様なニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上などを定めた「改正障害者総合支援法」が施行されています。

本市においても、「あふれる笑顔のまち村上」を将来像とする「第3次村上市総合計画」において、「基本目標1：子育てと健康のまち」の「政策1-4：障がい者福祉」として「障がいのある人が安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を進めています。

今般、その個別分野計画である「第3次村上市障がい者計画」、「第6期村上市障がい福祉計画・第2期村上市障がい児福祉計画」が終了することから、令和6年度を初年度とする新たな計画（以下、「本計画」という。）を策定し、各施策のさらなる推進を図ることとしました。

## 2 計画の法的根拠

「第4次村上市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づくもので、本市の障がい者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示すものです。これは障がい者（児）が地域で生きがいをもって豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

「第7期村上市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づくもので、「障がい者計画」の基本方針を踏まえ、整合性を保ちながら、障害者総合支援法に定める障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な施策やサービス見込量を示した計画として位置づけています。また「第3期村上市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づくもので、障害者総合支援法や児童福祉法の趣旨を踏まえ、「第7期村上市障がい福祉計画」と一体的に作成し、障がい児通所支援等を提供するための体制の確保やサービス見込量を示した計画として位置づけています。

## 3 計画期間

第4次障がい者基本計画は6年間（令和6～11年度）、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は3年間（令和6～8年度）となります。

ただし、国の障がい者政策の見直し等が行われた場合は、計画期間中でも見直しを行うこととします。

### ■計画期間

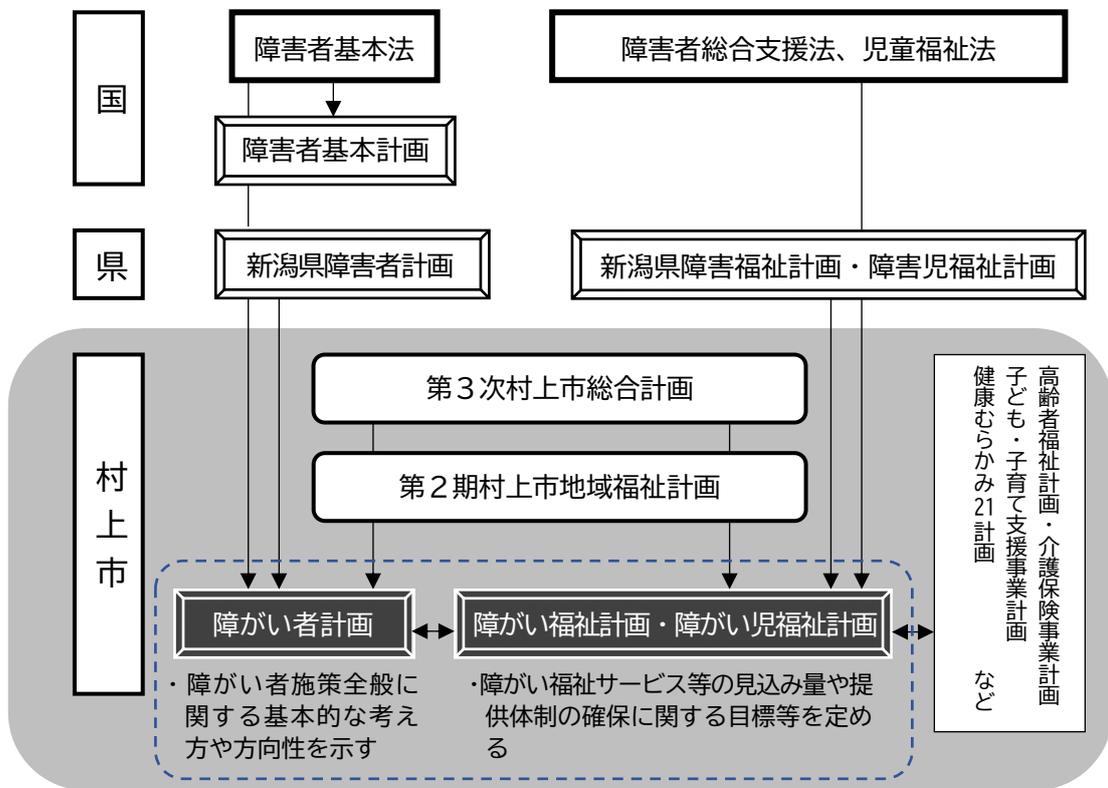
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者基本計画（6年間）	第4次					
障がい福祉計画（3年間）	第7期			第8期		
障がい児福祉計画（3年間）	第3期			第4期		
村上市地域福祉計画（5年間）	第2期（令和4～8年度）			第3期（予定）		
村上市総合計画（5年間）	第3次（令和4～8年度）			第4次（予定）		

#### 4 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「第3次村上市総合計画」の将来像「あふれる笑顔のまち村上」を実現するための分野計画です。

また、障がい者基本計画については国の障害者基本計画及び新潟県障害者計画を基本とするとともに、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画については、国が発する基本指針に即して策定するものです。

#### ■計画の位置づけ



## 第2節 持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

### 1 本市における取り組み

SDGsとは、2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択されたもので、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年（令和12年）を年限とする国際目標で、17のゴール（目標）と169のターゲット（取組）から構成されています。

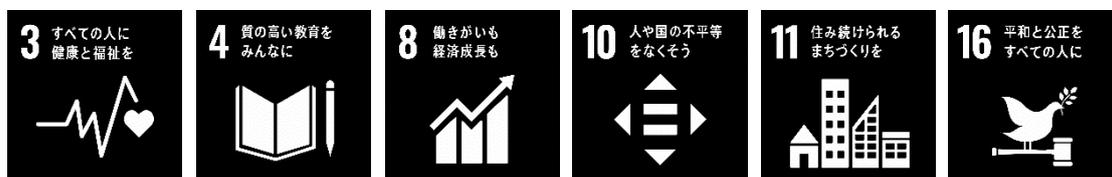
第3次村上市総合計画では、まちづくりは、市民や団体、企業などそれぞれが主体となって役割を持ち、相互に理解し合い、連携、協働しながら取り組んでいくことが大切であり、また、その取組は、すべての人々にとって安心でき、将来にわたって持続可能な活動でなければならないものと位置付け、様々な主体と連携、協働しながら、持続・成長するまちづくりを進めることとしています。

### 2 本計画とSDGsとのつながり

SDGsは、世界的な課題解決に向けて取り組むものですが、各国政府による取組だけでは達成が困難であり、企業や地方自治体、学界や市民社会、そして一人ひとりに至るまで、すべての人の行動が求められているものです。

本計画の基本理念である「お互いの個性を尊重し、生き生きと安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を実現するための障がい福祉サービス等の取り組みが、SDGsの定める17の目標のうち、以下の目標達成につながることになります。

#### ■本計画の基本理念が実現することで目標達成につながるSDGsのゴール



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT GOALS

## 第3節 計画の策定体制

### 1 村上市障がい者計画等審議会

本計画策定にあたり、「村上市障がい者計画等審議会」を設置し、各委員から意見や助言をいただきながら、計画を策定しました。

### 2 村上・岩船地域自立支援協議会

本計画策定にあたり、「村上・岩船地域自立支援協議会<sup>※</sup>」で、委員から計画に関する意見や助言をいただきました。

#### ※村上・岩船地域自立支援協議会

障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に基づく、障がい者等への支援の体制整備を図るために、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会です。

### 3 アンケートの実施

障がい者の生活実態や障がい福祉サービスの利用状況等の計画策定に必要な基礎資料を得ることを目的として、障害者手帳等の所持者や障がい福祉サービス利用者を対象にアンケートを実施しました。

### 4 パブリックコメントの実施（予定）

計画の素案について、市のホームページ、市役所本庁、各支所での閲覧、市報への掲載等により公開し、広く市民からの意見を聴取しました。（予定）

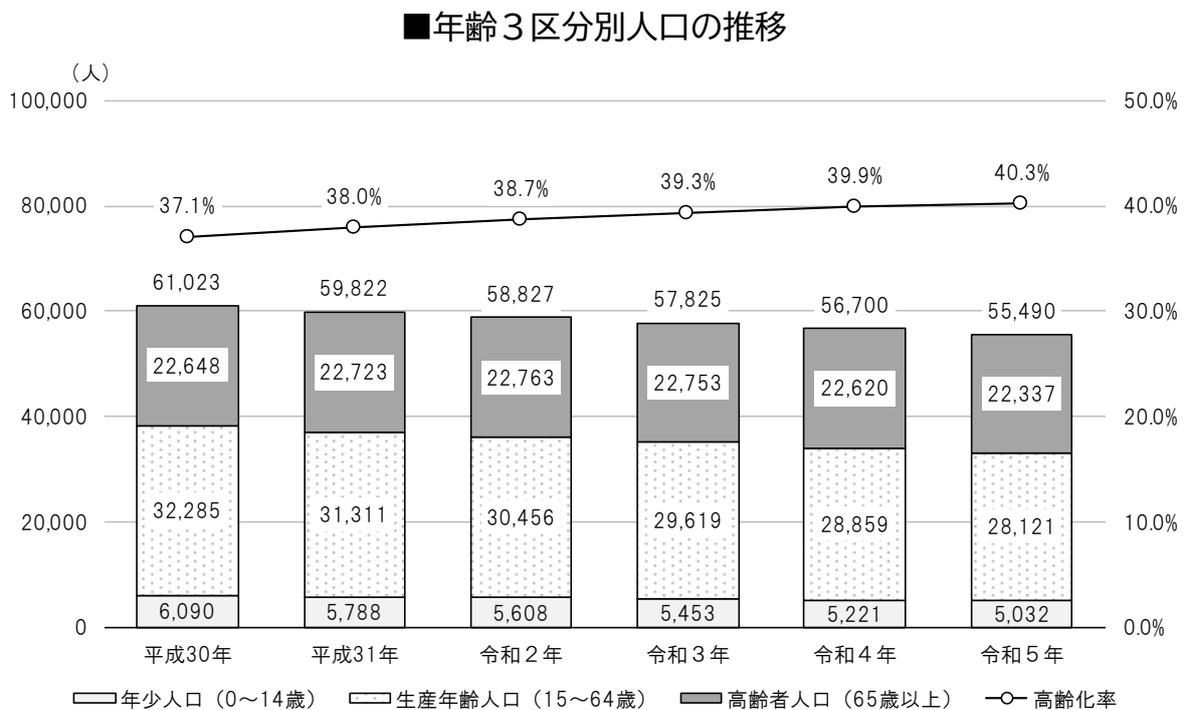
## 第2章 障がい者を取り巻く現状

### 第1節 人口・世帯

#### 1 人口の状況

本市の人口は、令和5年4月1日現在で55,490人です。平成30年以降、減少傾向で推移しており、平成30年から令和5年の5年間で5,533人減少しています。

年齢区分別にみると、高齢者人口（65歳以上）は令和2年まで増加傾向にありましたが、その後、減少に転じています。年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は一貫して減少傾向で推移しています。

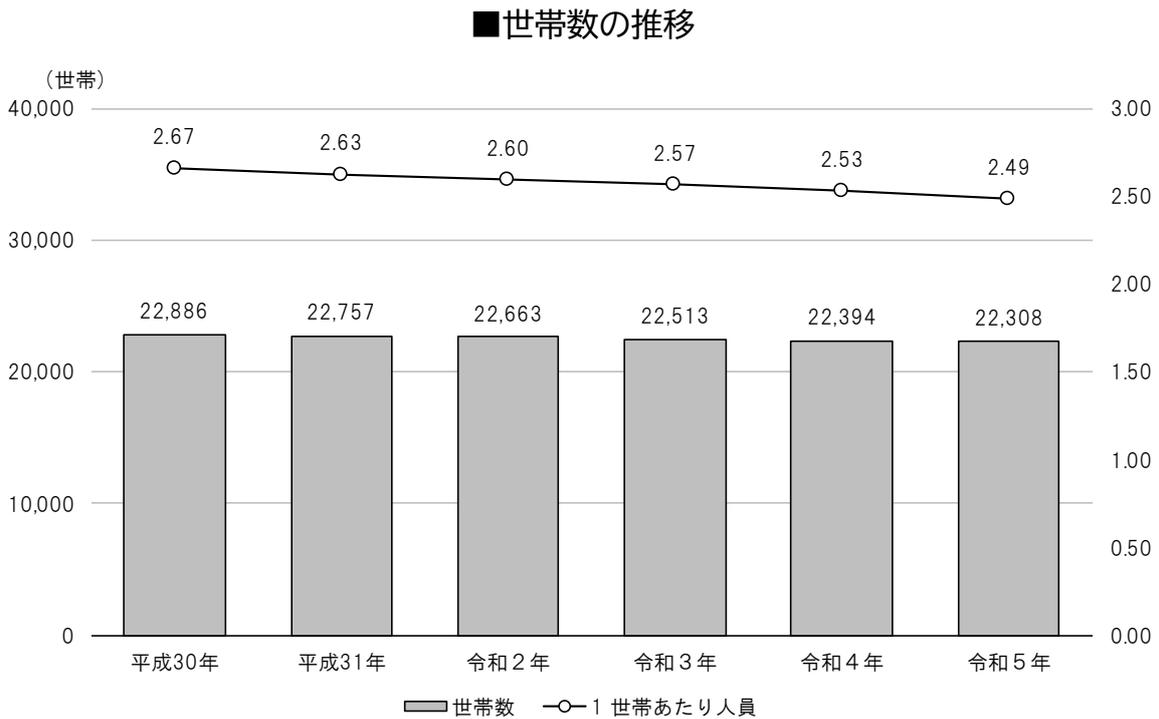


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 2 世帯の状況

本市の世帯数は、令和5年4月1日現在で22,308世帯となっており、平成30年以降、一貫して減少傾向で推移しています。

1世帯あたり人員も減少傾向にあり、平成30年の2.67人から令和5年には2.49人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

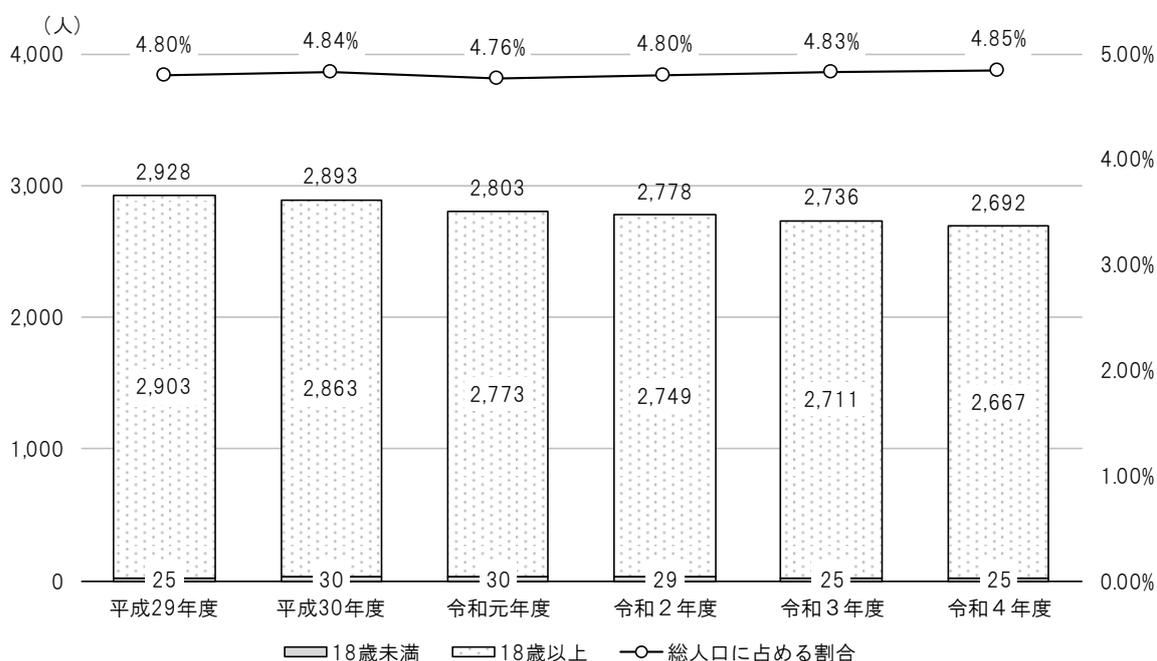
## 第2節 障害者手帳等の状況

### 1 身体障がい者（児）の状況

本市における身体障害者手帳所持者数は緩やかに減少していますが、総人口に占める割合は、4.8%前後でほぼ横ばいに推移しています。

等級別及び種類別では、それぞれ増減が異なる傾向で推移していますが、等級別では「1級」、種類別では「肢体不自由」が、一貫して最も多くなっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



(人)

等級別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	830	800	772	761	738	709
2級	444	437	424	423	416	409
3級	552	564	536	521	531	505
4級	654	646	640	653	654	661
5級	160	162	165	160	166	178
6級	288	284	266	260	231	230
合計	2,928	2,893	2,803	2,778	2,736	2,692

(人)

種類別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	137	135	137	137	146	155
聴覚・平衡機能障害	359	348	331	336	320	322
音声・言語・そしゃく機能障害	33	37	36	38	38	41
肢体不自由	1,677	1,640	1,567	1,525	1,473	1,439
内部障害	722	733	732	742	759	735
合計	2,928	2,893	2,803	2,778	2,736	2,692

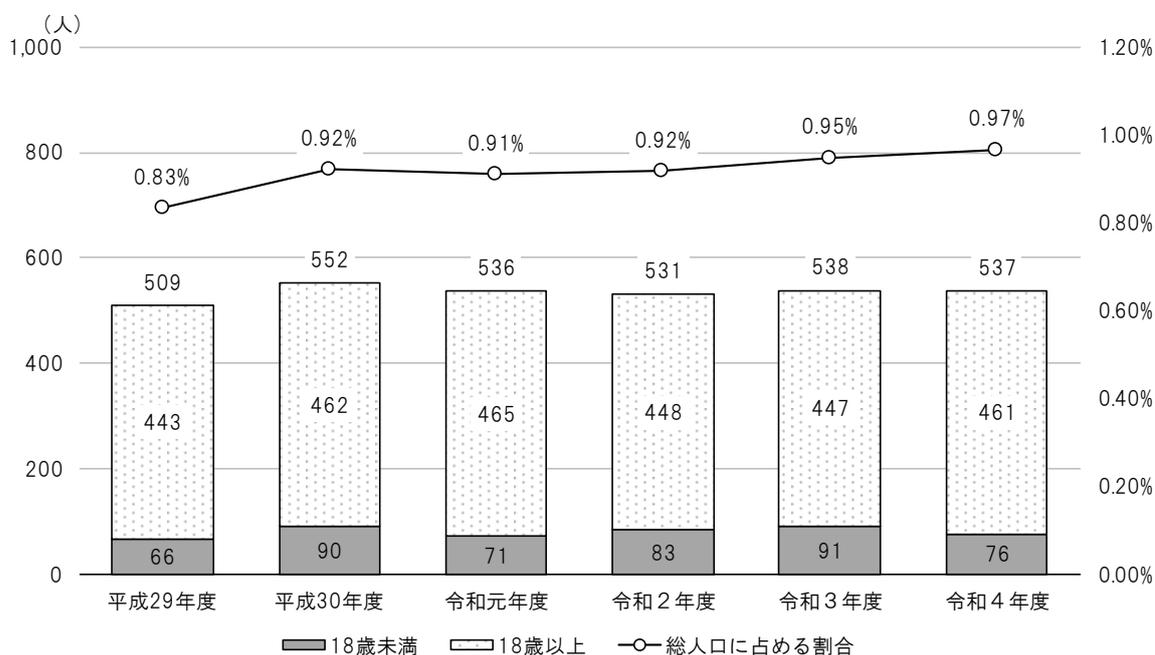
資料：市福祉課（各年度末現在）

## 2 知的障がい者（児）の状況

本市の療育手帳所持者数は、多少の増減をしながら、令和元年度以降は530人台で推移しています。総人口に占める割合は0.8～0.9%台で推移しています。

等級別にみると、A（最重度・重度・中度かつ身体障害1～3級）所持者は180～190人台でほぼ横ばいに推移しており、B（中度・軽度）所持者は平成30年度以降、340～350人台となっています。

■療育手帳所持者数の推移



等級別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A	189	194	190	186	181	181
B	320	358	346	345	357	356
合計	509	552	536	531	538	537

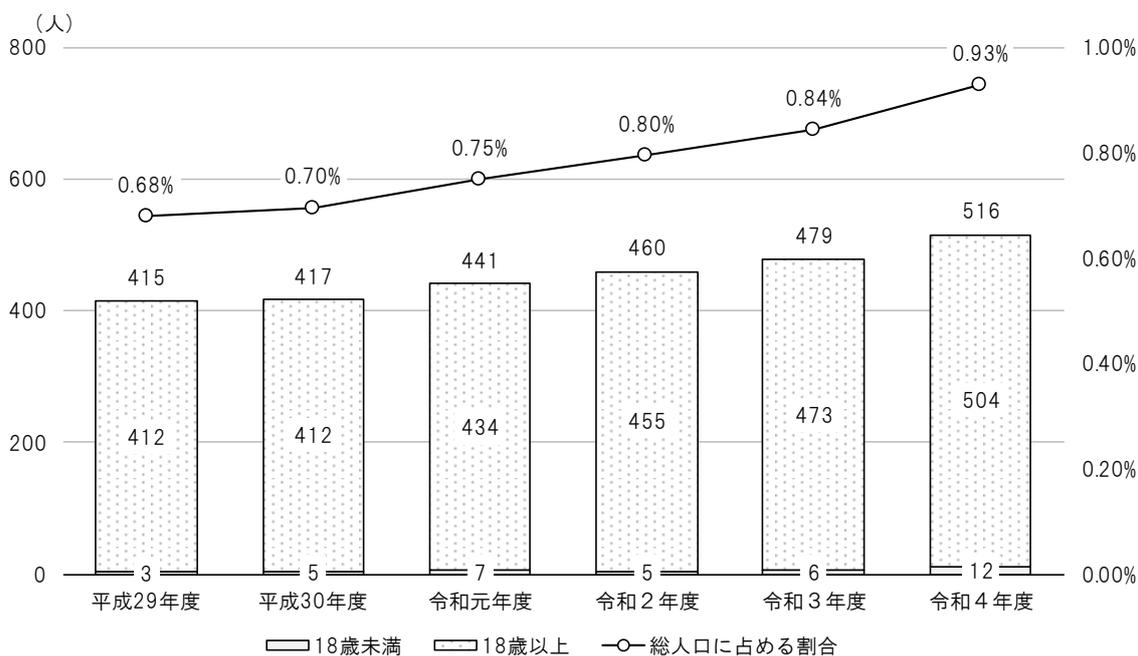
資料：市福祉課（各年度末現在）

### 3 精神障がい者（児）の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向で推移しています。したがって、総人口に占める割合も平成29年度の0.68%から令和4年度は0.93%へ0.25ポイント上昇しています。

等級別では、「2級」が全体の約8割を占め、かつ、令和4年度は前年度よりも40人の大幅な増加（389人→429人）となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



等級別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	52	49	53	51	49	47
2級	336	334	356	376	389	429
3級	27	34	32	33	41	40
合計	415	417	441	460	479	516

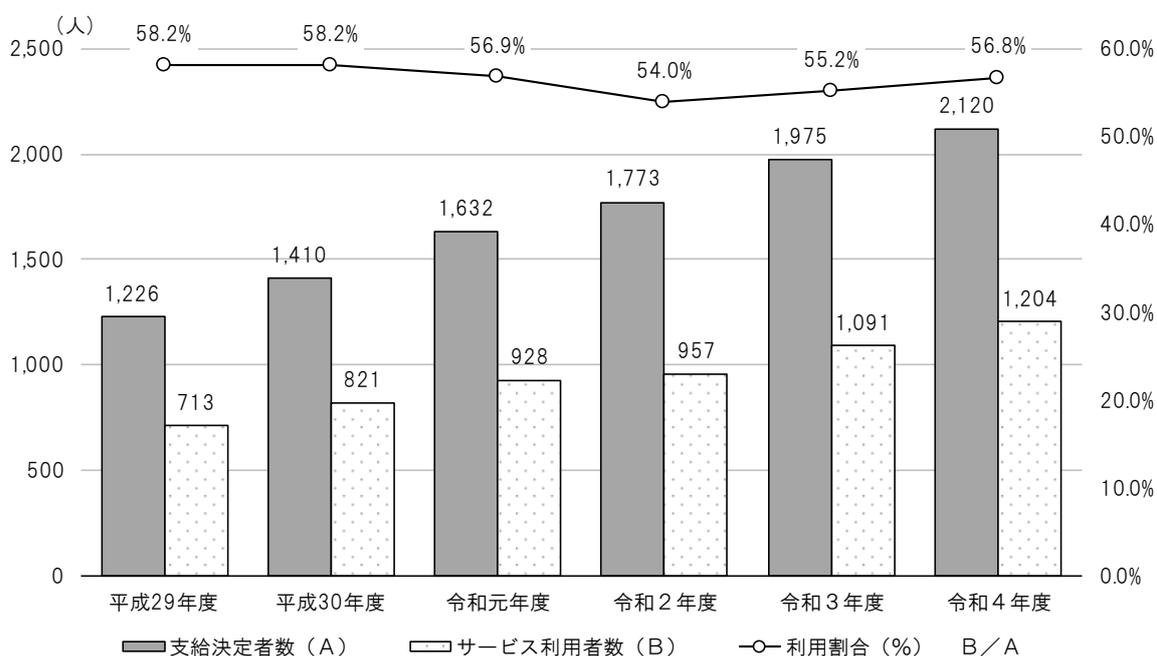
資料：市福祉課（各年度末現在）

### 第3節 障がい福祉サービス利用者数等の推移

本市の障がい福祉サービスについて、支給決定者数、サービス利用者数ともに顕著な増加傾向で推移しています。

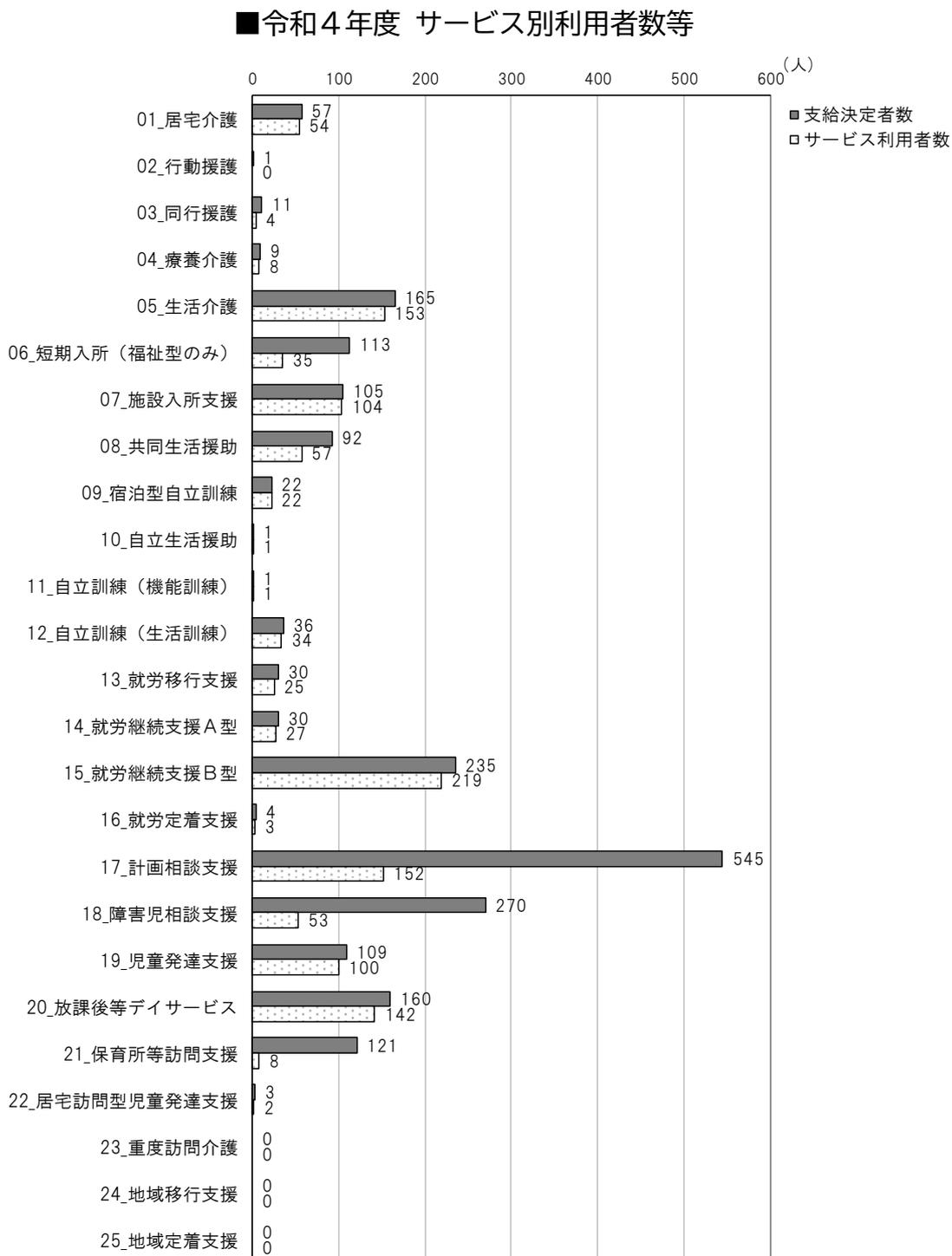
支給決定者数に対するサービス利用者数（利用割合）は、概ね 55%前後でほぼ横ばいに推移しています。

■障がい福祉サービス利用者数等の推移



資料：市福祉課（各年度末現在）

サービス別にみると、令和4年度のサービス利用者数は「就労継続支援B型」が219人で最も多く、次いで「生活介護」が153人となっています。

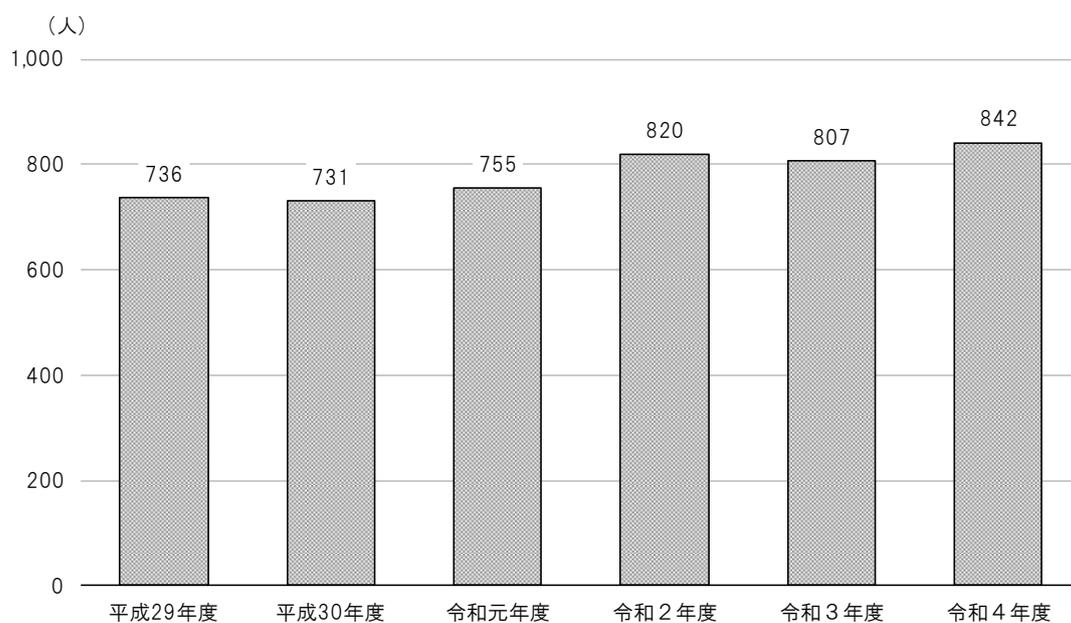


資料：市福祉課（各年度末現在）

#### 第4節 自立支援医療（精神通院医療）支給認定者数の推移

本市の自立支援医療（精神通院医療）支給認定者数は、平成30年度及び令和3年度に若干減少しているものの、概ね増加傾向で推移しており、令和4年度には842人となっています。

■自立支援医療（精神通院医療）支給認定者数の推移



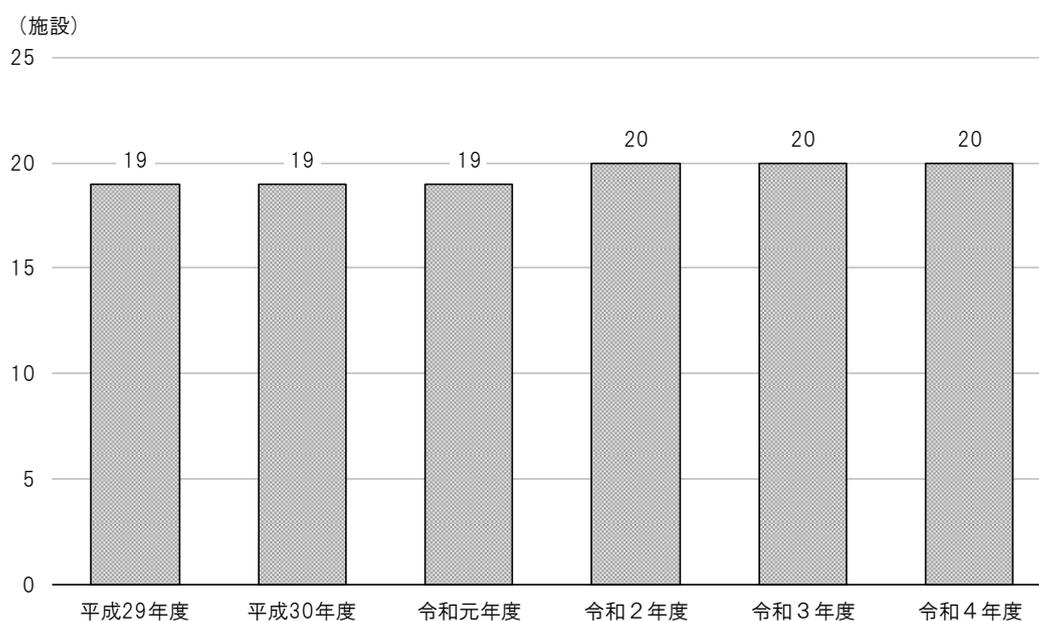
資料：市福祉課（各年度末現在）

## 第5節 障がい児の教育・保育の状況

### 1 障がい児保育施設数の推移

本市では、拠点となる障がい児保育施設としては、保育所1施設となりますが、発達特性のある児童は市内全施設で受け入れています。総数は、令和元年度までは19施設、令和2年度以降は20施設となっています。

■障がい児保育施設数の推移



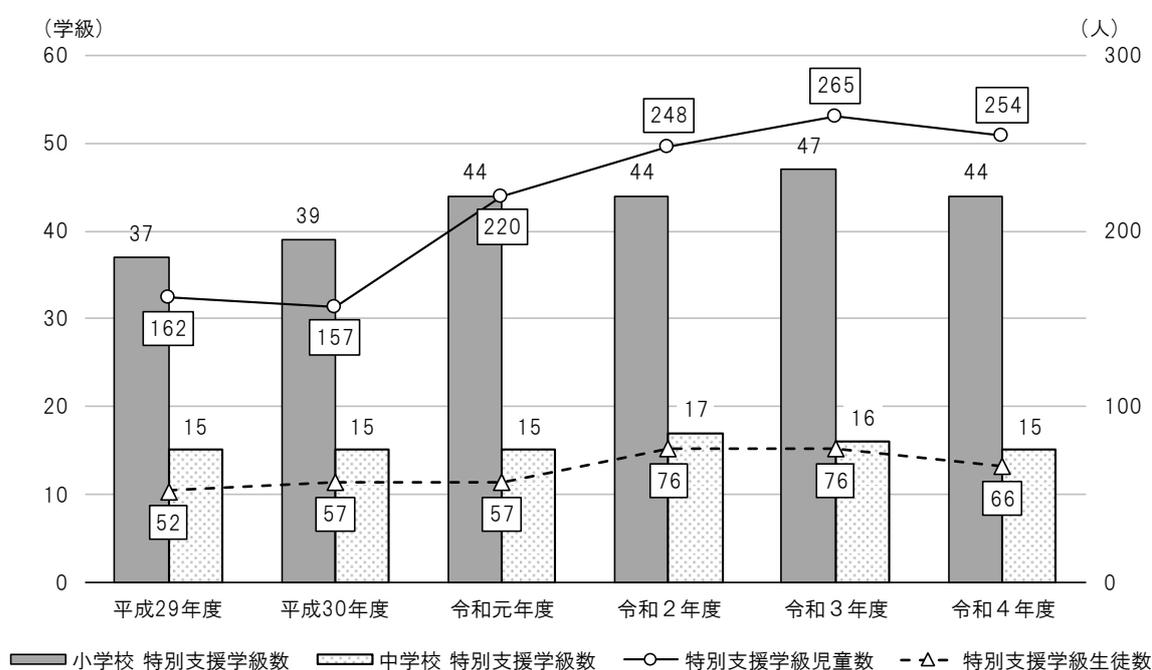
資料：こども課

## 2 特別支援学級数等の推移

本市の小学校特別支援学級数は 37～47 で推移し、令和 4 年度は 44 学級となっています。中学校特別支援学級数 15～17 で推移し、令和 4 年度は 15 学級となっています。

また、特別支援学級児童数は 157～265 人で推移し、令和 4 年度は 254 人となっています。特別支援学級生徒数 52～76 人で推移し、令和 4 年度は 66 人となっています。

■特別支援学級数等の推移



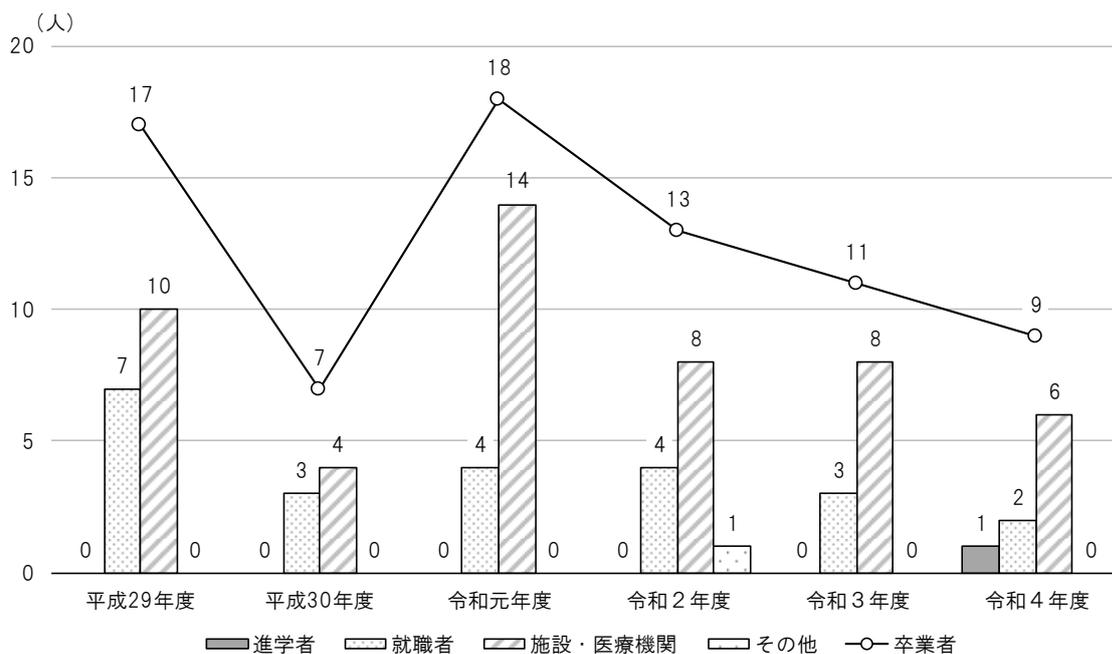
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校 特別支援学級数	37	39	44	44	47	44
特別支援学級児童数	162	157	220	248	265	254
中学校 特別支援学級数	15	15	15	17	16	15
特別支援学級生徒数	52	57	57	76	76	66

資料：教育委員会

### 3 特別支援学校高等部卒業者の進路状況

本市の特別支援学校高等部卒業者の進路状況は、各年度とも施設・医療機関が最も多く4～14人、次いで就職者が2～7となっています。進学者は令和4年度の1人のみです。

■特別支援学校高等部卒業者の進路状況



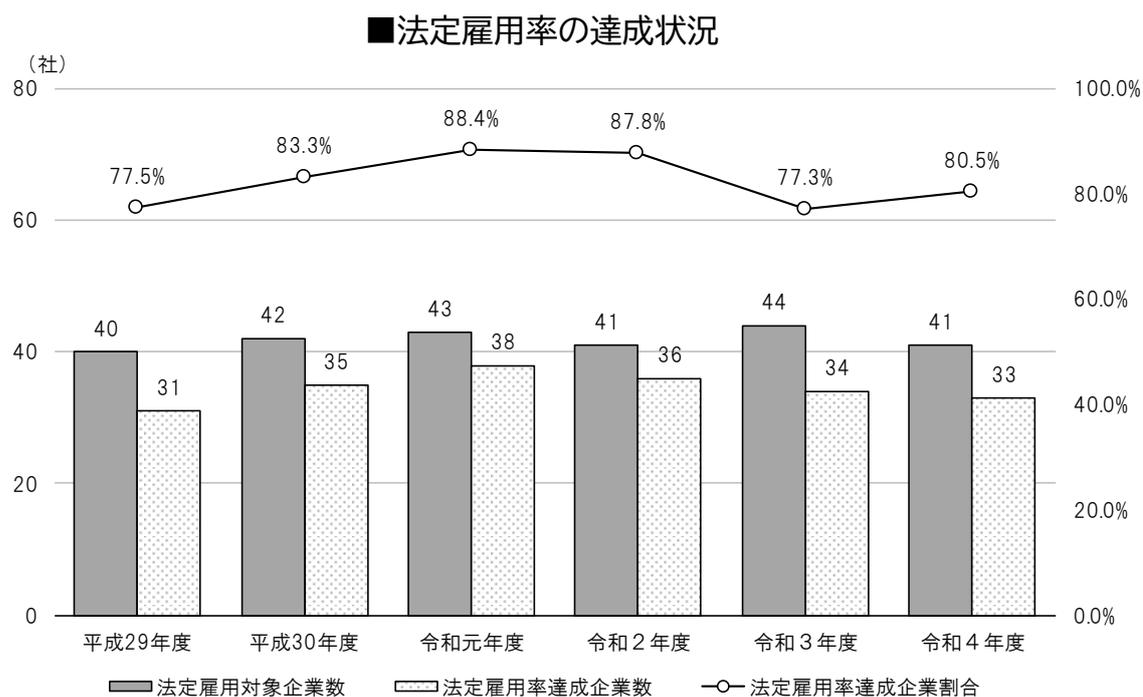
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
卒業者	17	7	18	13	11	9
進学者	0	0	0	0	0	1
教育訓練機関等	0	0	0	0	0	0
就職者	7	3	4	4	3	2
施設・医療機関	10	4	14	8	8	6
その他	0	0	0	1	0	0

資料：村上特別支援学校

## 第6節 障がい者雇用の状況

### 1 法定雇用率の達成状況

村上公共職業安定所（ハローワーク村上）管内における法定雇用率の達成状況をみると、法定雇用率達成企業割合は概ね 80%前後、雇用障がい者数は 105 人前後で推移しています。



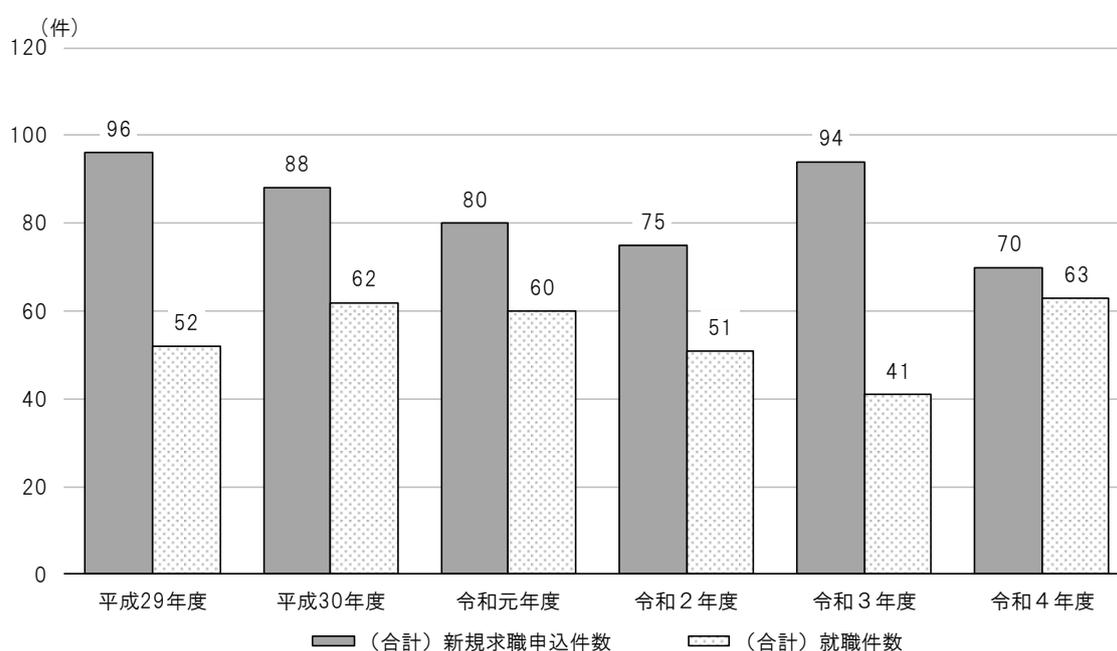
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法定雇用対象企業数	40	42	43	41	44	41
法定雇用率達成企業数	31	35	38	36	34	33
法定雇用率達成企業割合	77.5%	83.3%	88.4%	87.8%	77.3%	80.5%
雇用障害者数	92	105	111	104	105.5	102.5
民間企業の法定雇用率	2.0%	2.2%	2.2%	2.2%	2.3%	2.3%

資料：村上公共職業安定所

## 2 新規求職・就職の状況

村上公共職業安定所（ハローワーク村上）管内における障がい者の新規求職・就職の状況をみると、合計の新規求職申込件数が最も多い年度で96件（平成29年度）、最も少ない年度で70件（令和4年度）となっています。合計の就職件数は最も多い年度で63件（令和4年度）、最も少ない年度で41件（令和3年度）となっています。

■ 新規求職・就職の状況



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計 新規求職申込件数	96	88	80	75	94	70
合計 就職件数	52	62	60	51	41	63
身体障害者 新規求職申込件数	43	36	18	22	34	20
身体障害者 就職件数	22	21	10	6	10	17
知的障害者 新規求職申込件数	19	15	18	16	13	16
知的障害者 就職件数	12	12	14	8	9	9
精神障害者等 新規求職申込件数	34	37	44	37	47	34
精神障害者等 就職件数	18	29	36	37	22	37

資料：村上公共職業安定所

## 第7節 アンケート調査結果の概要

### 1 摘要

#### (1) 調査目的

本調査は、村上市における「第4次障がい者計画」「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」の策定に向け、障がい福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料として実施しました。

#### (2) 実施概要

調査種別、調査対象、調査方法及び回収結果等は次のとおりとなります。

#### ■調査種別等

調査種別	調査対象	調査方法	調査期間
障がい者調査	18歳以上の市内在住障がい者手帳所持者等	郵送配布・郵送回収	令和5年9月
障がい児調査	18歳未満の市内在住障がい者手帳所持者等		

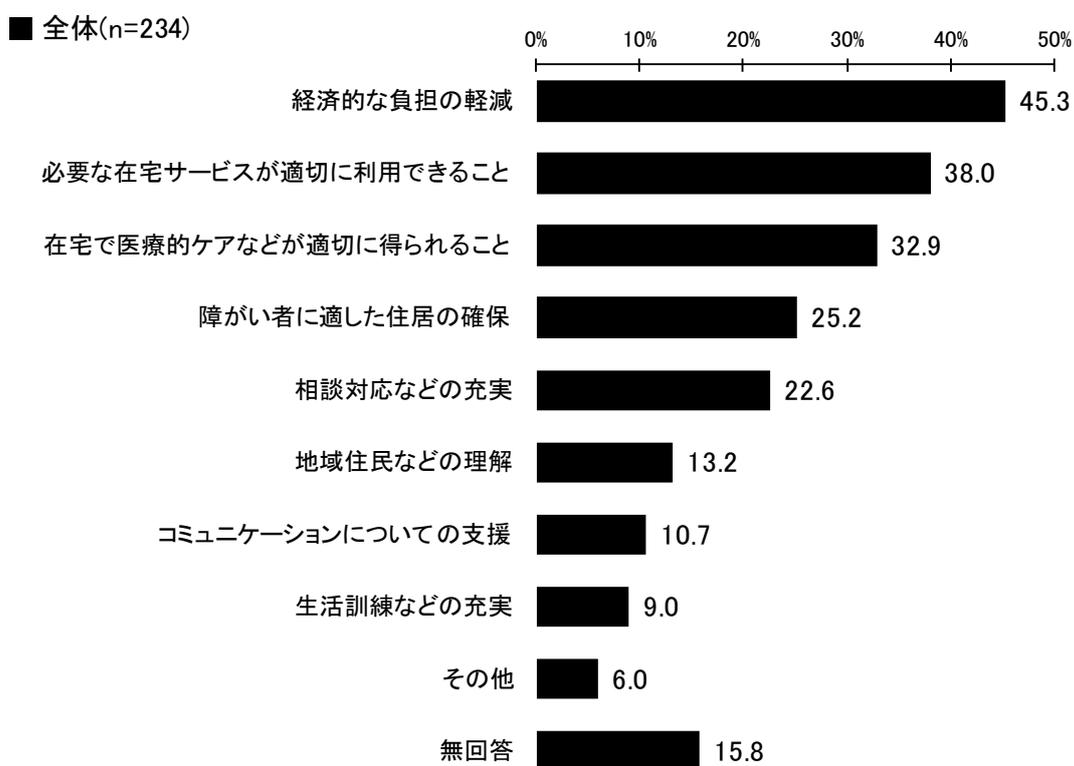
#### ■回収結果

調査種別	配布数	回収数	有効回収数
障がい者調査	400人	236人 (回収率 59.0%)	234人 (回収率 58.5%)
障がい児調査	100人	46人 (回収率 46.0%)	45人 (回収率 45.0%)

## 2 障がい者調査結果の概要

### (1) 地域で生活するために必要な支援

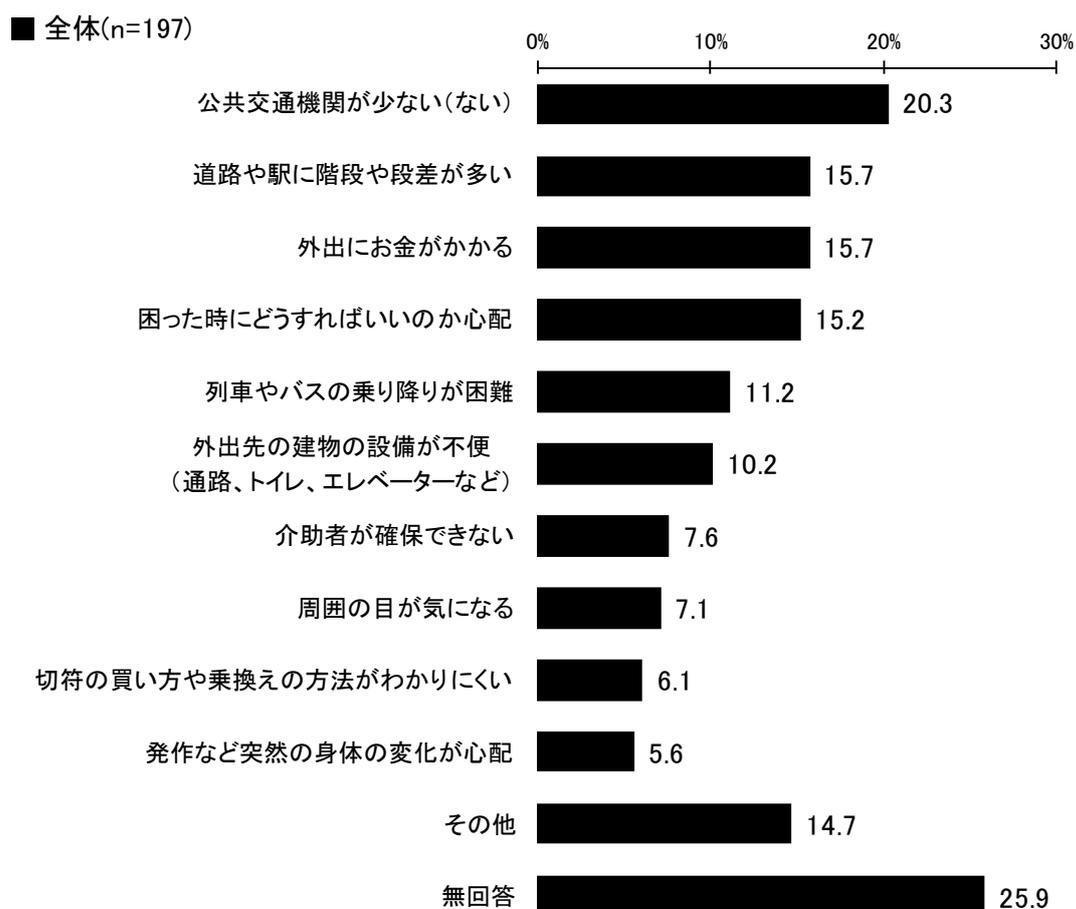
地域で生活するために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」の割合が45.3%で最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(38.0%)、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」(32.9%)などの順となっています。



【複数回答】

## (2) 外出する時に困ること

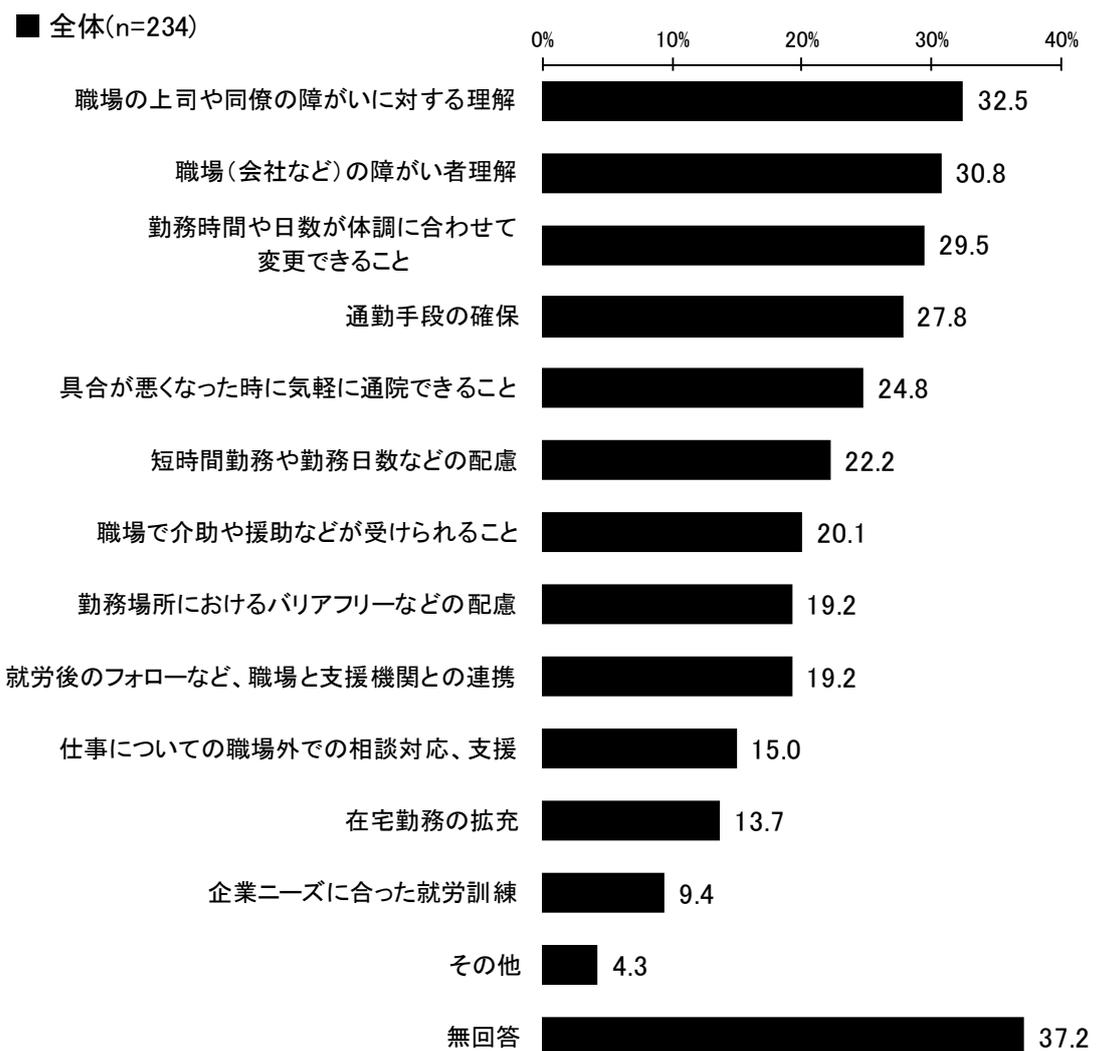
外出する時に困ることについては、「公共交通機関が少ない(ない)」の割合が20.3%で最も高く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」「外出にお金がかかる」(同率 15.7%)、「困った時にどうすればいいのか心配」(15.2%)などの順となっています。



【複数回答】

### (3) 障がい者の就労支援に必要だと思うこと

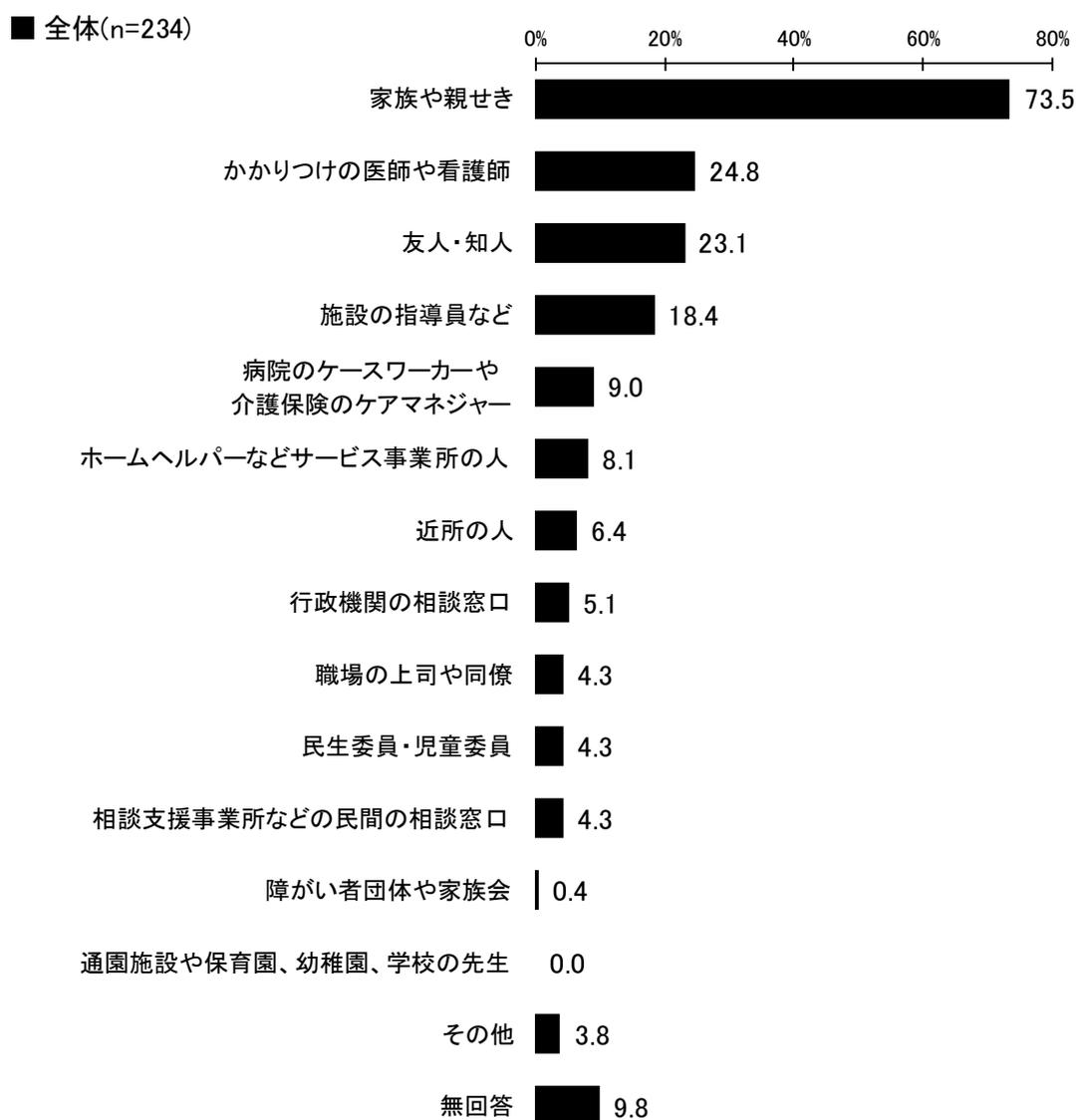
障がい者の就労支援に必要だと思うことについては、「職場の上司や同僚の障がいに対する理解」の割合が 32.5%で最も高く、次いで「職場（会社など）の障がい者理解」（30.8%）、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」（29.5%）などの順となっています。



【複数回答】

#### (4) 悩みや困りごとの相談先

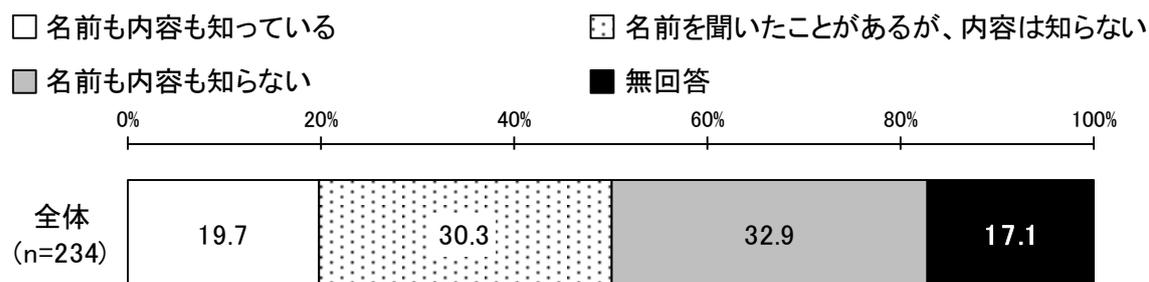
悩みや困りごとの相談先については、「家族や親せき」の割合が73.5%で最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」(24.8%)、「友人・知人」(23.1%)などの順となっています。



【複数回答】

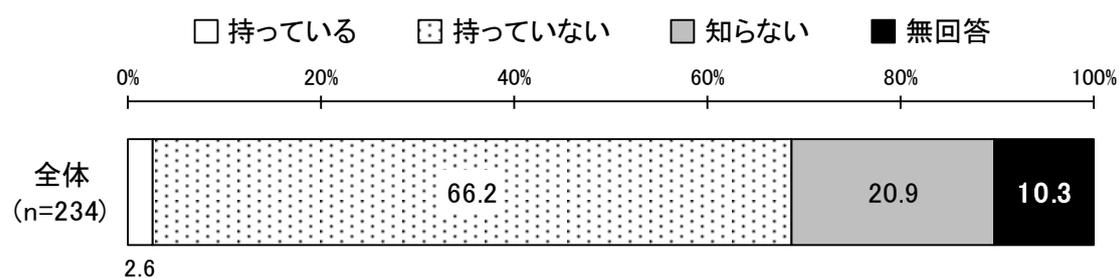
### (5) 成年後見制度についての認知

成年後見制度についての認知については、「名前も内容も知らない」の割合が32.9%で最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(30.3%)、「名前も内容も知っている」(19.7%)の順となっています。



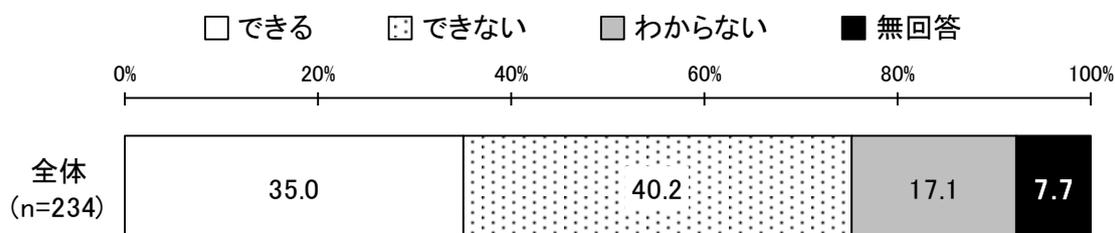
### (6) ヘルプマークの所持状況

ヘルプマークの所持状況については、「持っていない」の割合が66.2%で最も高く、次いで「知らない」(20.9%)、「持っている」(2.6%)の順となっています。



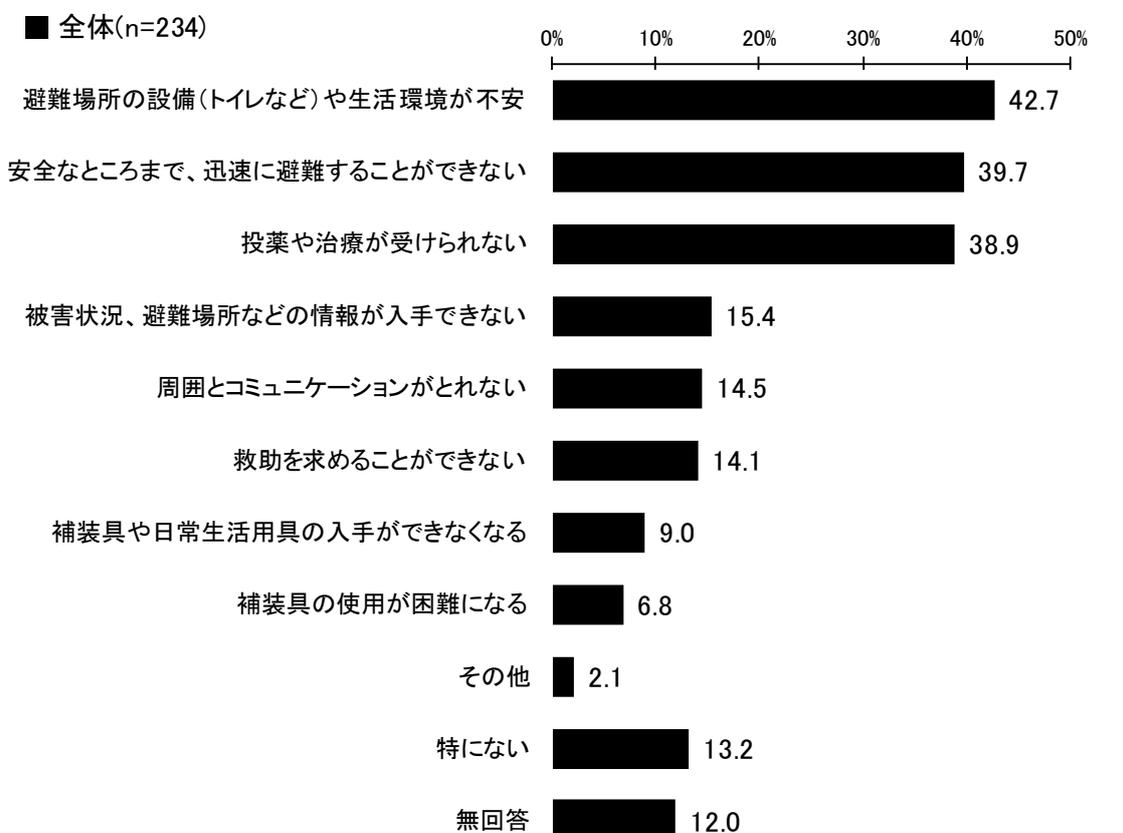
### (7) 災害時の単独避難の可否

災害時の単独避難の可否については、「できない」の割合が40.2%で最も高く、次いで「できる」(35.0%)、「わからない」(17.1%)の順となっています。



### (8) 災害時に困ること

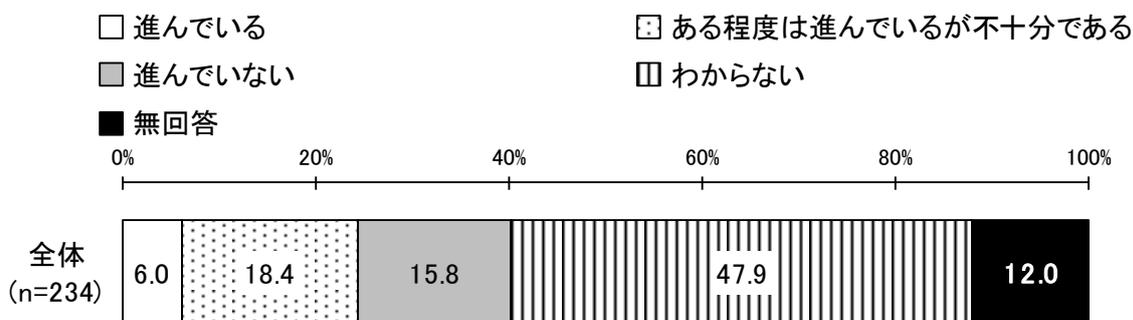
災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」の割合が42.7%で最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」(39.7%)、「投薬や治療が受けられない」(38.9%)などの順となっています。



【複数回答】

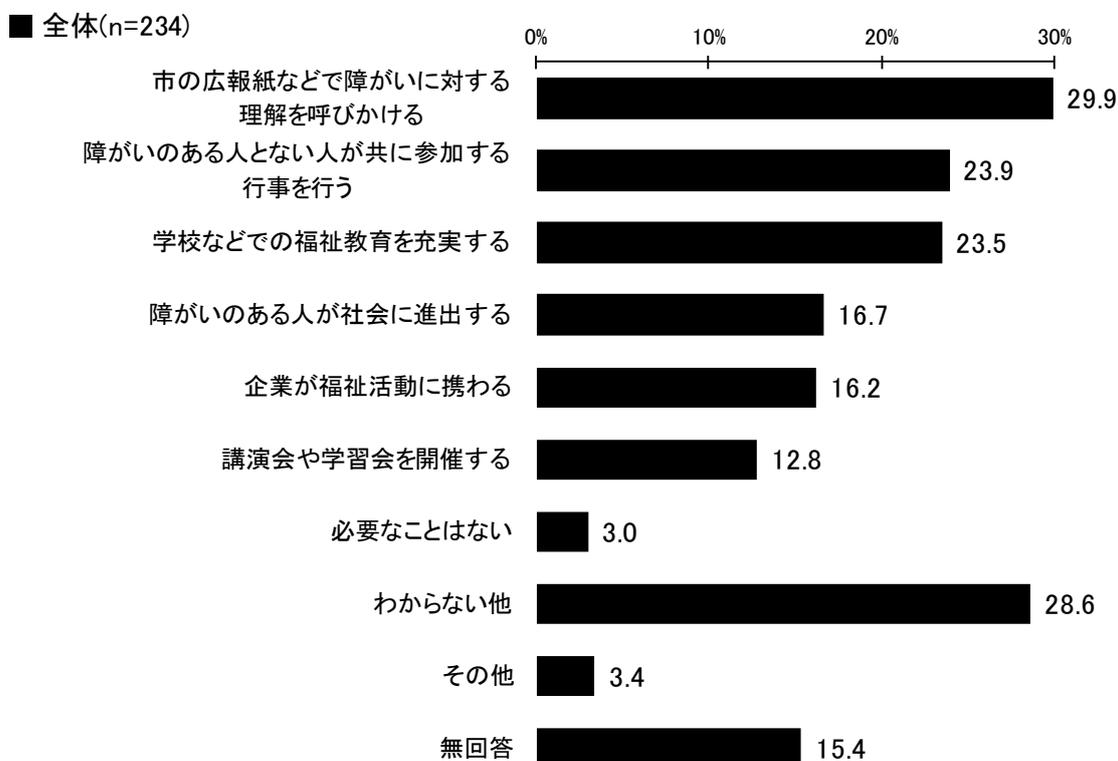
### (9) 居住地域における「共生社会」への理解

居住地域における「共生社会」への理解については、「わからない」の割合が47.9%で最も高く、次いで「ある程度は進んでいるが不十分である」(18.4%)、「進んでいない」(15.8%)などの順となっています。



### (10) 居住地域における「共生社会」への理解促進のため必要なこと

居住地域における「共生社会」への理解促進のため必要なことについて、「わからない」を除けば、「市の広報紙などで障がいに対する理解を呼びかける」の割合が29.9%で最も高く、次いで「障がいのある人とない人が共に参加する行事を行う」(23.9%)となっています。

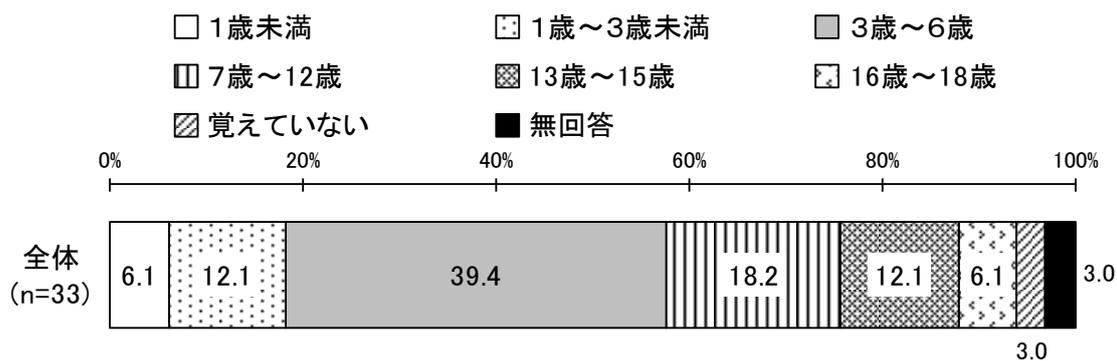


【複数回答】

### 3 障がい児調査結果の概要

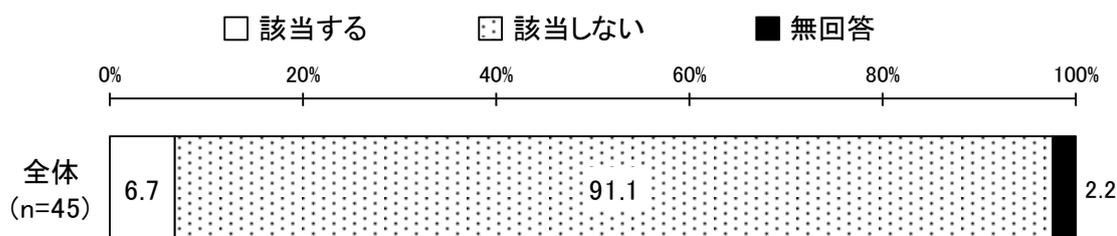
#### (1) 障がい者手帳取得時期

障がい者手帳取得時期については、「3歳～6歳」の割合が39.4%で最も高く、次いで「7歳～12歳」(18.2%)、「1歳～3歳未満」「13歳～15歳」(同率12.1%)などの順となっています。



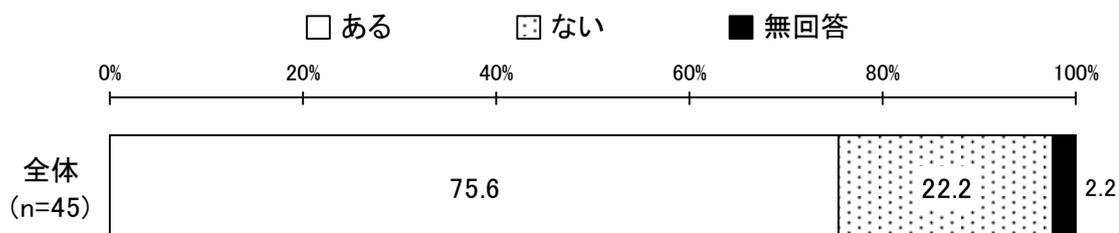
#### (2) 重症心身障がいの該当状況

重症心身障がいの該当状況については、「該当しない」の割合が91.1%で、「該当する」(6.7%)を大きく上回っています。



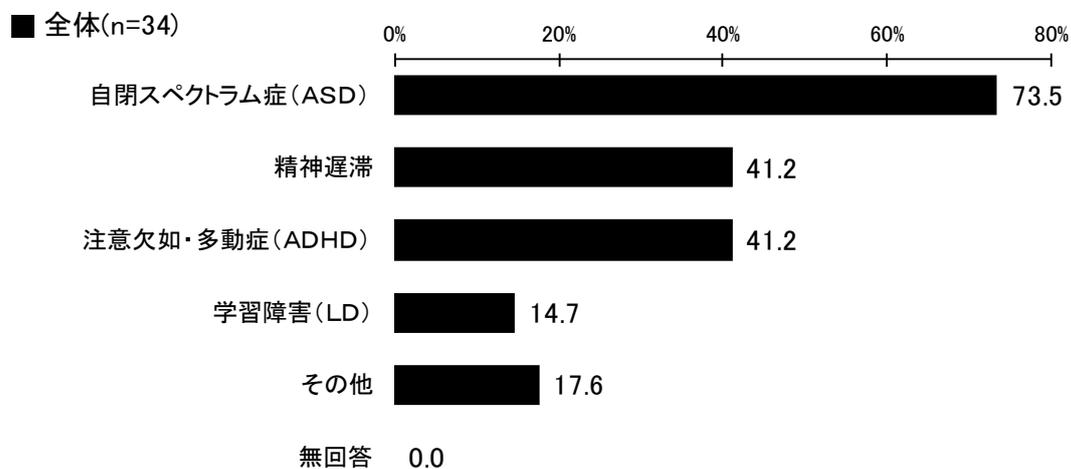
### (3) 発達障がいの診断

発達障がいの診断については、「ある」の割合が 75.6%で、「ない」(22.2%)を上回っています。



### (4) 発達障がいの種類

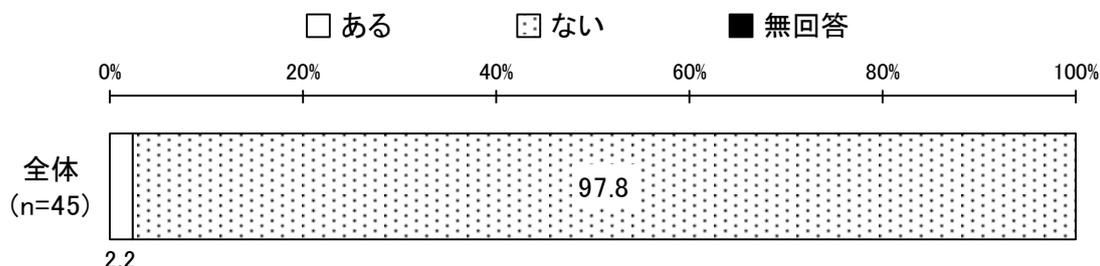
発達障がいの種類については、「自閉スペクトラム症 (ASD)」の割合が 73.5%で最も高く、次いで「精神遅滞」「注意欠如・多動症 (ADHD)」(同率 41.2%)、「学習障害 (LD)」の順となっています。また、「その他」の割合は 17.6%となっています。



【複数回答】

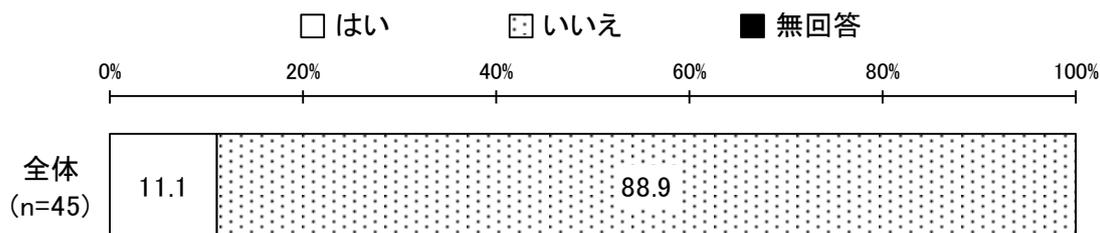
#### (4) 高次脳機能障がいの診断

高次脳機能障がいの診断については、「ない」が 97.8%、「はい」が 2.2%です。



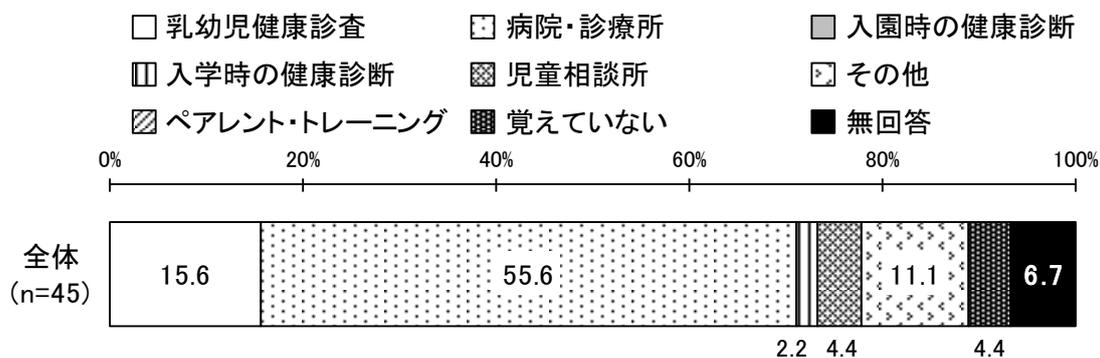
#### (5) 強度行動障がいの診断

強度行動障がいの診断については、「いいえ」が 88.9%、「はい」が 11.1%です。



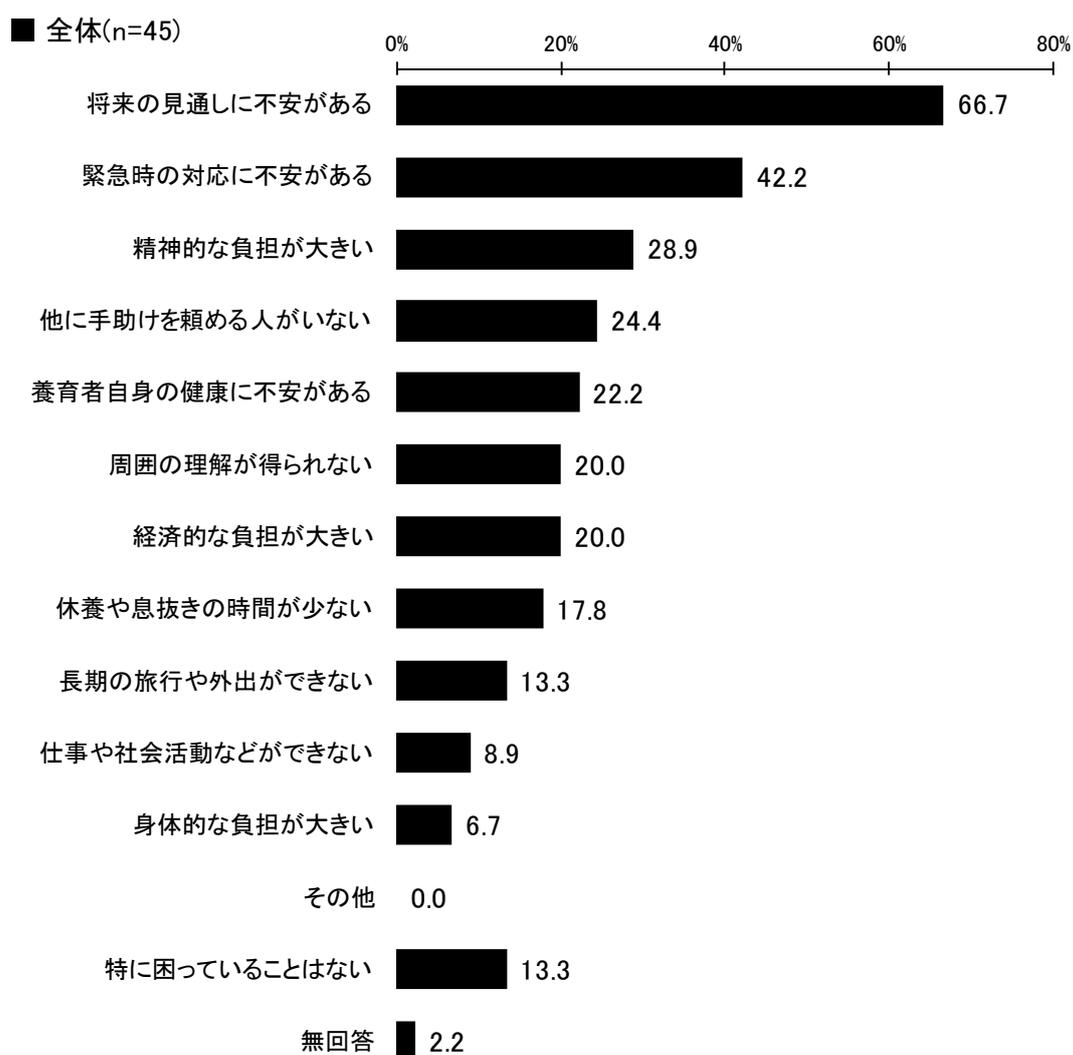
#### (6) 障がいのあることがわかったきっかけ

障がいのあることがわかったきっかけは、「病院・診療所」の割合が 55.6%で最も高く、次いで「乳幼児健康診査」(15.6%)、「児童相談所」(4.4%)などの順となっています。また、「その他」の割合は 11.1%となっています。なお、「覚えていない」の割合は 4.4%となっています。



## (7) 現在困っていること

困っていることについては、「将来の見通しに不安がある」の割合が66.7%で最も高く、次いで「緊急時の対応に不安がある」(42.2%)、「精神的な負担が大きい」(28.9%)などの順となっています。



【複数回答】

## (8) 困りごとの相談先

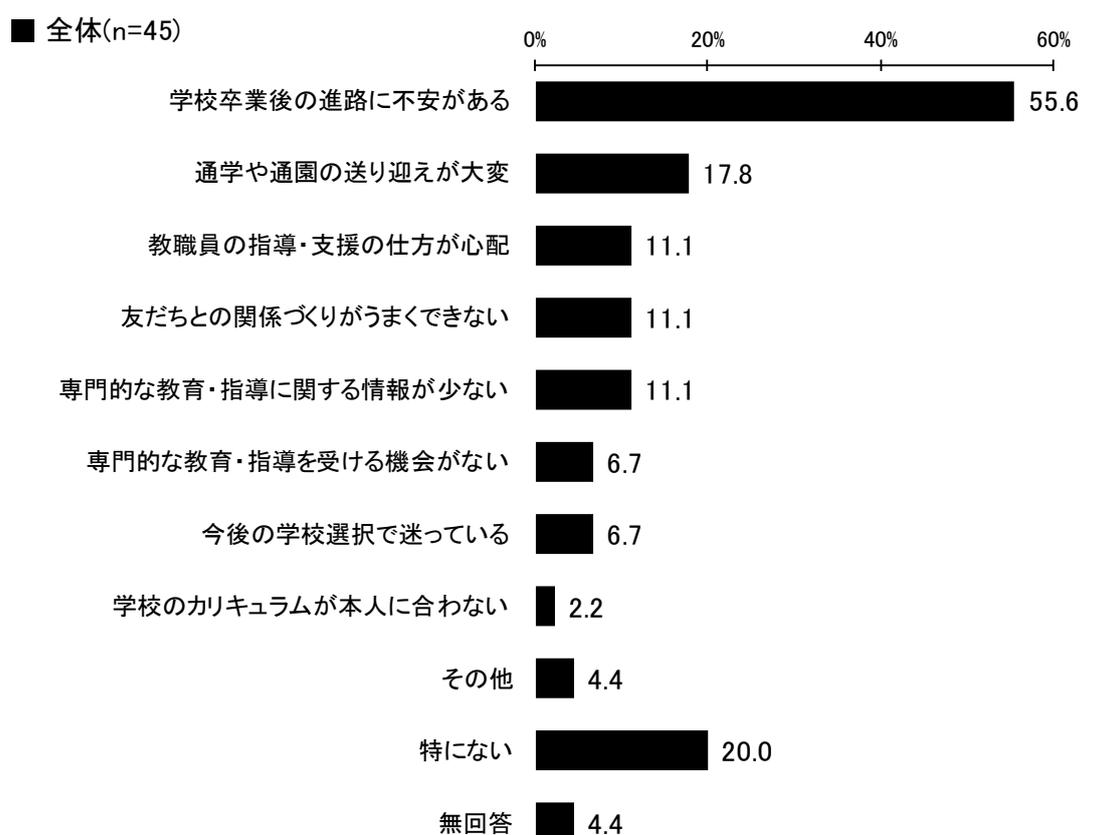
困りごとの相談先については、「家族や親族」の割合が80.0%で最も高く、次いで「医療機関（かかりつけの医師や看護師）」（53.3%）、「通所施設・作業所」（33.3%）などの順となっています。

困りごとの相談先【複数回答】（n=45）	割合（降順）
家族や親族	80.0%
医療機関（かかりつけの医師や看護師）	53.3%
通所施設・作業所	33.3%
友人・知人	22.2%
相談支援事業所	15.6%
市役所・保健センターなどの窓口	6.7%
知的障害者相談員	4.4%
保健師・ホームヘルパーなど	4.4%
近所の人	2.2%
民生委員・児童委員	0.0%
ことばとこころの相談室	0.0%
教育相談室・適応指導教室	0.0%
青少年健全育成センター	0.0%
社会福祉協議会	0.0%
ボランティア	0.0%
薬局・介護用品店	0.0%
参加している団体・グループ	0.0%
その他	22.2%
だれにも相談していない	4.4%
無回答	0.0%

【複数回答】

## (9) 学校教育について困っていること

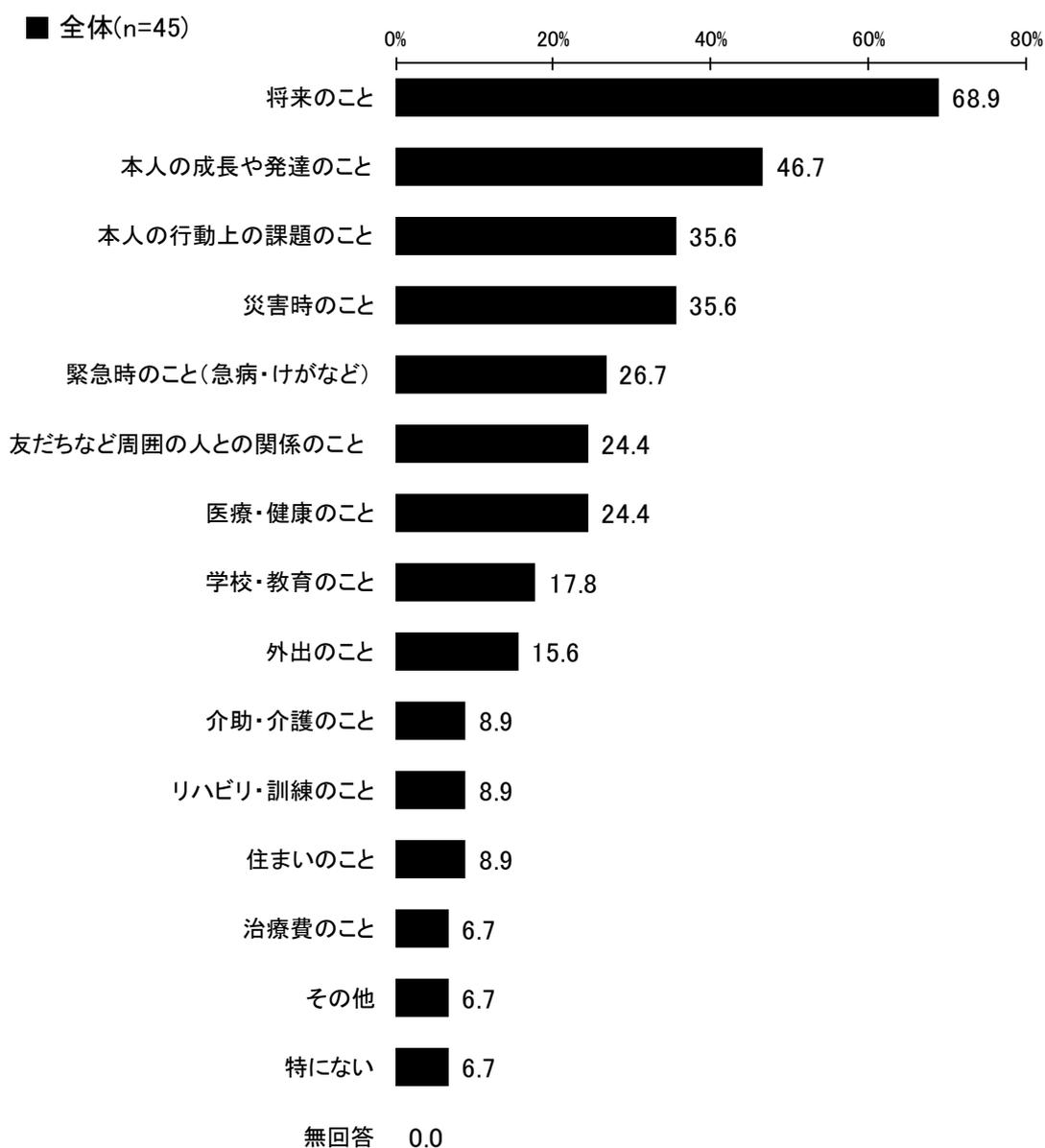
学校教育について困っていることについては、「学校卒業後の進路に不安がある」の割合が55.6%で最も高く、次いで「通学や通園の送り迎えが大変」(17.8%)、「教職員の指導・支援の仕方が心配」「友だちとの関係づくりがうまくできない」「専門的な教育・指導に関する情報が少ない」(同率11.1%)などの順となっています。なお、「特にない」の割合は20.0%となっています。



【複数回答】

## (10) 日常生活で不安に思うこと

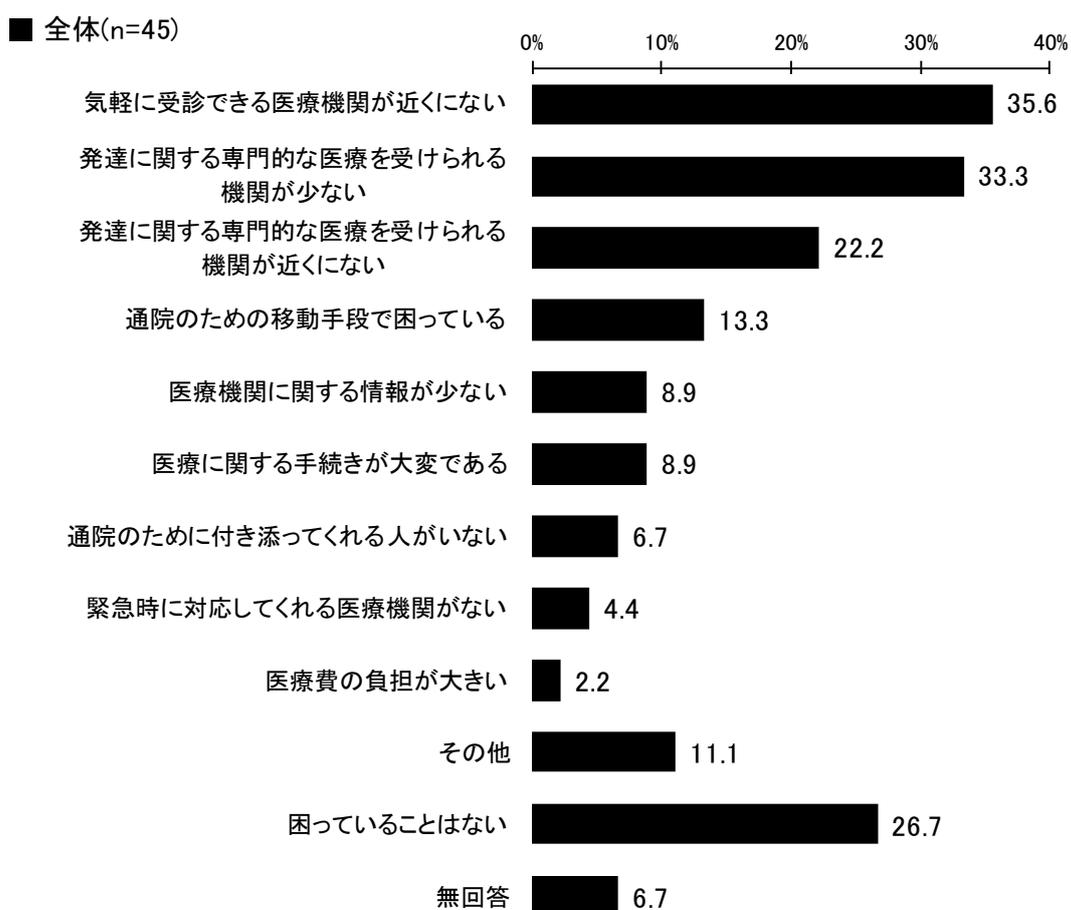
日常生活で不安に思うことについては、全体では「将来のこと」の割合が68.9%で最も高く、次いで「本人の成長や発達のこと」(46.7%)、「本人の行動上の課題のこと」「災害時のこと」(同率35.6%)などの順となっています。



【複数回答】

## (11) 医療に関して困っていること

医療に関して困っていることについては、全体では「気軽に受診できる医療機関が近くにない」の割合が35.6%で最も高く、次いで「発達に関する専門的な医療を受けられる機関が少ない」(33.3%)、「発達に関する専門的な医療を受けられる機関が近くにない」(22.2%)などの順となっています。なお、「困っていない」の割合は26.7%となっています。



【複数回答】

## 第8節 本市の障がい福祉をめぐる課題

本章で確認した障がい者を取り巻く現状を踏まえ、本計画の課題を取りまとめると次のとおりとなります。

課題1	希望する障がい福祉サービスをいつでも受けられる体制の整備
-----	------------------------------

障がい者が必要とする支援やサービスは多様化してきています。今後も、障がい者が地域の中で必要とするサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、サービス提供体制を充実するとともに、サービスの質の向上に取り組んでいくことが求められます。

また、障がい者のニーズに応じた必要なサービスへ適切につながるよう相談体制を充実させるとともに、今後、必要とされるニーズの把握や障がい者に寄り添った施策を展開していくためにも、継続的に障がい者や介護者の方の声を汲み取っていくことが必要です。

課題2	地域での生活が続けられるまちづくり
-----	-------------------

これまで地域で生活してきた障がい者の方が今後も引き続き地域で生活していけるだけでなく、施設等を出て地域で暮らしていきたいと考えている方も含めて、地域で安心して自立した生活を送れるような環境づくりを進めていく必要があります。特に地域生活への移行を進めるには、グループホーム等の居住の場を確保するとともに、外出する際の移動支援の確保や公共施設等のバリアフリー化、災害時の避難体制等の確保なども進めていく必要があります。

課題3	就労の場の整備
-----	---------

障がい者の自立のためには、経済的な基盤を確保することが求められます。現状でも、法定の雇用数を確保している企業等は多くありますが、引き続き障がいへの理解を促進し、さらなる雇用機会の拡大が必要です。また、障がい者が働き続けられる職場環境を整備するためには、企業など受け入れ側の理解とともに、就労に関する相談や就労訓練などを通じた障がい者への就労支援にも継続して取り組んでいく必要があります。

課題4	権利擁護の推進
-----	---------

障がい者の親世代の高齢化が進み、体力的、精神的の両面で支えることが困難となっている状況もみられます。成年後見制度や社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の認知度や利用意向はあまり高くないことから、今後の生活の不安を解消するために、制度や内容の普及を行い、社会福祉協議会とも連携して進めていく必要があります。

障がい者の権利に対する正しい知識の普及を推進するためには、市民や団体との連携をさらに強化しながら、障がいへの理解を深める啓発活動や交流活動等の継続的な取組とともに、障がい者に対する差別の解消や虐待防止のための啓発活動や、虐待等に的確に対応していくための体制を整備していく必要もあります。

課題5	サービスを担う人材の確保
-----	--------------

地域で生活するために必要とするサービスを質、量の両面で適切に受けられるよう体制を充実することが求められます。なかでも、相談業務を含めた福祉分野でのサービスを担う人材の確保は大きな課題となっています。事業者が人材の資質向上を通じて新たな課題に的確に対応できるよう支援するとともに、多様な人材を確保し、こうした人材が定着していくよう労働環境の整備を図っていく必要があります。

課題6	障がい児の支援体制の充実
-----	--------------

障がい児の保護者にとって、日常生活や学校教育において困っていること、不安なこととして、将来のこと、介護する側の負担、将来の不安につながる現在の課題などが挙げられていますが、これらに適切に対応していくため、相談体制を充実させ、支援や障がい福祉サービスに結び付けていくとともに、相談を受けた内容を今後の施策に結び付けていく必要があります。

また、医療に関しては、身近で十分な医療を受けられないことが多く挙げられていることから、必要な医療を身近で受診できる環境を充実させていくため、関係機関等との連携を図り、こうした情報を必要とする人に対して、しっかりと情報伝達していくことが必要です。

## 第2編 障がい者計画



## 第1章 基本的考え方

### 第1節 基本理念

国は、令和5年3月に第5次障害者基本計画を策定しましたが、その基本理念は「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める」として、第4次計画の基本理念を継承しました。

また、本市の「第3次村上市総合計画」は、「あふれる笑顔のまち村上」を将来像とし、障がい者福祉の政策方針を「障がいのある人が安心して自分らしく暮らせるまちづくり」としています。

これらのことから、本計画においても第3次計画の基本理念「お互いの個性を尊重し、生き生きと安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を継承し、国の基本計画にある「共生社会の実現」に向けて、各施策の推進を図ることとします。

#### 障がい者計画の基本理念

お互いの個性を尊重し、生き生きと安心して暮らせる  
支え合いのまちづくり

## 第2節 基本目標

前節の基本理念を実現するため、次の4つの基本目標を定めます。

### 基本目標1 権利擁護の推進、差別の解消

地域の中で、障がい者がその人権を保障され、人間としての尊厳を保つためには、自らの生き方や必要とするサービスの主体的な選択・決定を尊重する必要があります。意思決定が極めて困難な場合であっても、障がい者（児）本人の基本的な人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが、本人の意思を理解し、引き出しながら、意思決定をする体制を整備することにより、障がい者（児）が主体性を発揮できるように努めます。

また、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合い、共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法等に基づき、合理的配慮の提供義務を含めた障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

### 基本目標2 安心できる地域生活の実現

住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、身近な場所において生活全般にわたる保健・福祉・医療などの総合的なサービスを利用できる環境づくりが望まれます。

このため、関係事業所との協力のもと、グループホームの整備等のサービスの充実を図るとともに、施設サービスも含め、様々な分野で多様な質の高いサービスを提供できる体制を整え、包括的な支援体制を目指します。

また、障がいの早期発見や治療、疾病の予防や障がいの軽減など、健康で元気に生活するための支援の推進を図り、快適に生活できるまちづくりを進めます。

### 基本目標3 障がい者の自立支援

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、安定した経済的な基盤とそれぞれのライフステージにおいて活動を促す環境を整えることが必要です。就労を希望する障がい者がその意欲と適性に応じたかたちで活躍できるよう、一

般就労だけでなく、就労移行支援、就労継続支援A型・B型等の支援を推進します。

また、障がい者の人生の各段階で、障がいのある人もない人も共に、お互いの理解を深めながら社会参加できるまちづくりを進めます。

<b>基本目標4</b>	<b>障がい児の支援体制整備</b>
--------------	--------------------

発達特性や障がいのある子どもに対する健やかな育成のための発達支援体制について、児童福祉法等に基づく支援施策との調和を図るとともに、ライフステージに沿って切れ目のない支援となるよう関係機関が連携を図り、一層の支援体制の充実に努めます。

### 第3節 基本施策

基本理念を実現するために推進する基本的な施策方針は次のとおりです。

#### 1 権利擁護の推進、差別の解消及び虐待の防止

---

障がい者（児）が地域で暮らしていく上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がいの理解を深める取組を通じ、障がいがある人もない人もお互いを尊重し合えるよう共生社会の実現を目指します。

また、成年後見制度の利用促進に取り組むほか、障がいを理由とする差別等の解消、障がい者（児）への虐待の防止など、一層、権利擁護を推進します。

#### 2 安全・安心のまちづくり

---

障がい者が地域社会の中で安心して生活できるよう、住宅・建築物・公共交通機関・歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進します。

障がい者が安心して暮らせるまちづくりを進めるために、災害時の避難などあらかじめ対応を図るとともに、交通安全、防犯体制、消費者対策など、障がい者にとって安心できるまちづくりを進めます。

#### 3 生活支援の充実

---

利用者本位の考え方にたって、地域生活支援事業の根幹となる地域における居住、移動、コミュニケーションなどの地域生活を支える事業の充実を図り、障がいのある全ての人に対して豊かな地域生活の実現に向けたサービスを提供します。

#### 4 保健・医療の充実と障がい発生の予防

---

障がい者に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実するとともに、障がいの原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

## 5 雇用・就労の支援

---

雇用・就労は、障がい者の自立・社会参加のための重要な柱であり、障がい者が能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう整備を図ります。

## 6 社会参加の促進

---

障がい者の自己実現を支援するために、社会参加の機会を整備します。選挙や政治参加において、障がい者が一般の人と格差が生じないように、情報提供など、条件整備を進めます。

## 7 教育の振興

---

障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じて、きめ細かな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育や療育を行うとともに、学習障がい注意欠陥・多動性障がい、自閉症などについて教育的支援を行う等の対応をしていきます。

## 8 障がい児の支援体制の整備

---

発達特性や障がいのある子どもに対する健やかな育成のための発達支援体制について、児童福祉法等に基づく支援施策との調和を図るとともに、ライフステージに沿って切れ目のない支援となるよう関係機関が連携を図り、一層の支援体制の充実に努めます。

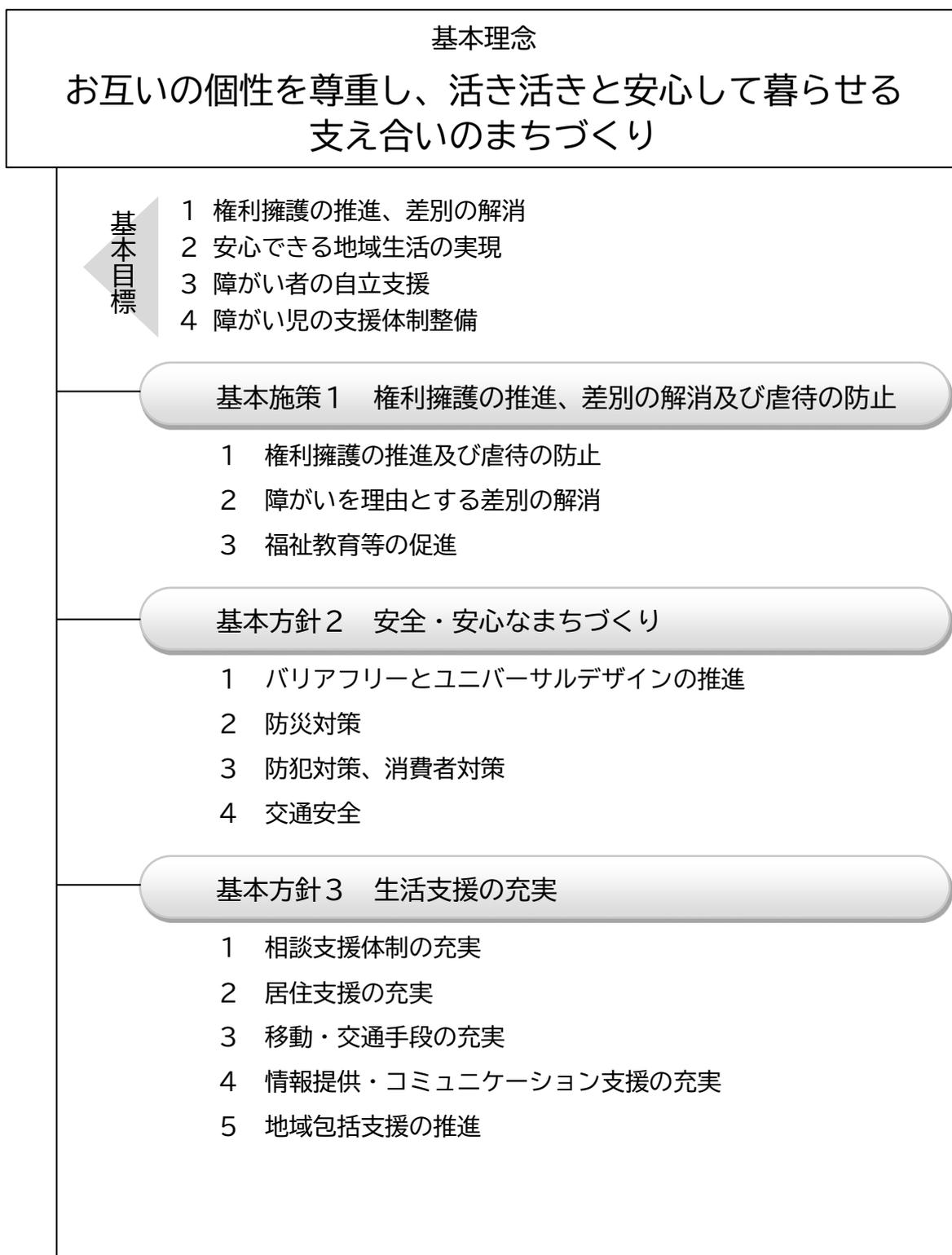
## 9 計画の推進体制

---

障がい者を支える障がい福祉サービスなどの事業の安定的供給とサービスの質の向上を目指して、市と関係事業所や周辺市町村、地域との連携により体制整備を進めます。

## 第4節 施策体系

本計画では、基本理念を実現するための各施策を下図のとおり体系的に実施します。



#### 基本方針4 保健・医療の充実と障がい発生の予防

- 1 障がいの原因となる予防対策の実現
- 2 障がいの早期発見・早期治療の推進
- 3 保健・医療・リハビリテーションの連携
- 4 難病や発達障がいに関する施策

#### 基本施策5 雇用・就労の支援

- 1 雇用の拡大
- 2 就労環境の整備

#### 基本施策6 社会参加の促進

- 1 地域活動への参加促進
- 2 ボランティア活動やNPO活動の支援
- 3 スポーツ、芸術・文化、レクリエーション活動等の推進
- 4 選挙と政治参加

#### 基本施策7 教育の振興

- 1 早期教育の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 自立と社会参加を促進する教育の促進

#### 基本施策8 障がい児の支援体制の整備

- 1 障がい児支援の充実

#### 基本施策9 計画の推進体制

- 1 障がい福祉サービスの充実
- 2 評価とサービスの質の確保
- 3 専門職種の養成・確保

## 第2章 施策の展開

### 基本施策1 権利擁護の推進、差別の解消及び虐待の防止

障がい者が地域社会の中で、市民とともに互いに協力して地域社会を築いていけるような環境を目指します。そのために障がい者の権利に対する正しい知識の普及・啓発の推進を進め、障がい者に対する差別や偏見をなくし、障がい者を保護・支援する体制づくりを積極的に行います。

#### 1 権利擁護の推進及び虐待の防止

##### ◎施策の方針

精神上の障がいにより判断能力が不十分なため、契約等の法律行為における意思決定が困難な人が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、財産の保全管理や各種申請など、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進を目指します。

また、虐待行為など障がい者の権利侵害は、初期の段階で対応することが大切です。このため、国・県と連携しながら虐待防止の啓発を充実し虐待の予防を図ります。さらに、虐待が発生していた場合の早期発見から適切な対応につなぐ一貫した支援体制の確立を目指します。

##### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
① 意思決定支援の質の向上	・自ら意思を決定することに支援が必要な障がい者等が、障がい福祉サービスを等々適切に利用できるような相談支援専門員やサービス管理者等に研修などを通じた意思決定支援の質を向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。
② 日常生活自立支援事業の推進	・知的障がい者や精神障がい者など判断能力が不十分な人に対する権利擁護の相談、障がい福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどを行う日常生活自立支援事業を推進します。
③ 成年後見制度の推進	・知的障がい者や精神障がい者など判断能力が不十分な人を保護するために、成年後見制度の周知や体制づくりを図ります。 ・今後もニーズが増える可能性が大きいので、関係機関と連携し、利用促進を図ります。

施策・事業	施策の概要
④虐待防止など人権に関する啓発の推進	・障がい者に対する虐待防止のため、関係者に対する意識啓発を行うほか、地域での取組に関する啓発を行います。
⑤虐待等への的確な対応のための体制整備	・虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の確立を進めます。

## 2 障がいを理由とする差別の解消

### ◎施策の方針

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要と考えます。障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する真に平等な社会の実現を目指します。

### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
① 障害者差別解消法の周知	・障がいを理由とする差別の解消に向け、市民や事業者に対して必要な啓発（市報への掲載やリーフレットの作成等）を行います。
②障害者差別解消法に基づく職員対応の向上	・障害者差別解消法に基づく「村上市職員対応要領」において職員の研修会等を行い、職員対応の向上を目指します。

### 3 福祉教育等の促進

#### ◎施策の方針

障がい者の人権について理解を深めるためには、就学前の教育や学校教育の中で、早い段階から人権教育を進める必要があります。このため、学校等における一貫した人権教育を推進するとともに、福祉体験、ボランティア体験の機会の充実を目指します。また、地域社会においては、「出前講座」のメニューの充実や研修会、説明会等で福祉教育に対する意識の高揚を図ります。

#### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
①公共サービスに携わっている者への啓発	・市職員のほか、公共サービスに携わる職員等への研修を行い、障がいについての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深めます。
②生涯学習を通じた人権や障がい者問題の学習機会の充実	・生涯学習（出前講座やセミナー）を通じた人権や障がい者問題に関する学習機会を充実します。 ・人権啓発事業を充実します。 ・障がい者の支援に必要な基本的知識の普及に努めます。

## 基本施策2 安全・安心のまちづくり

障がい者が地域で安全・安心に過ごせるまちづくりが求められています。障がい者の日常生活上及び就労や趣味、余暇活動など生きがいをもち、社会参加していくために、外出することは大切なことです。そのためには、障がい者にとって外出が容易にできる生活環境の整備が必要です。本市においては、道路をはじめとした生活空間、公共施設等のバリアフリー化、公共交通の確保といった取組を進めていますが、引き続き、障がい者にとって住みよいまちづくりに取り組んでいきます。また、障がい者は災害や犯罪などに対して非常に弱い立場であり、周りからの支援が必要です。障がい者の防災や防犯のために、市のみならず、市民、関係機関との連携を図りながら、緊急時の体制整備や情報提供に努めます。

### 1 バリアフリーとユニバーサルデザインの推進

#### ◎施策の方針

障がい者にやさしいまちづくりのために、バリアフリー新法に基づき道路、公園、交通機関をはじめ、公共施設のバリアフリー化を進め、車いすなどでも安心して移動できる環境づくりを進めます。また、障がい者の身になって考え、行動を起こすことができるよう「心のバリアフリー」の啓発も進めます。

さらに、障がい者に配慮された環境の整備を通して、障がいのある人もない人も全ての人にとって配慮がなされたユニバーサルデザインの考えのもと、まちづくりに努めます。

#### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
①公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	・障がいの有無や年齢に関わらず、誰もが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化の推進とともに、施設の段差解消やおもいやり駐車場への屋根の設置などについて、計画段階からのユニバーサルデザイン化を進めます。
②オストメイト対応トイレの設置	・多目的トイレ（オストメイト対応等）の設置等、市施設の改善、整備を行い高齢者や障がい者等にやさしいまちづくりを進めます。

施策・事業	施策の概要
③安全で快適な道づくり	・歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりをします。また、看板や駐輪など路上に障がい物がない歩道環境や障がい者用駐車スペースの利用マナー等について市民意識の啓発を行います。
④公園環境の整備	・公園や観光施設のバリアフリー化を推進します。また、障がい者が利用しやすい多目的トイレの設置や案内板等の設置に努めます。
⑤交通機関のバリアフリー化	・バス路線やＪＲ羽越本線、粟島航路などの公共交通機関の利用に関して、各種関連計画との調整を行い、引き続き利用者の利便性の向上の視点からバリアフリー化を働きかけます。
⑥心のバリアフリーの啓発	・出前講座などを通して「心のバリアフリー」の啓発活動を進めます。
⑦民間建築物の整備改善の促進	・不特定多数の市民が利用する商業施設や銀行、病院などの民間建築物についてもバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図るよう啓発活動を進めます。
⑧利用者の安全確保に向けた取組	・サービス事業所において、平時から地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めます。

## 2 防災対策

### ◎施策の方針

地震や台風、土石流など全国的に大きな災害が続いている中で、当市でも令和4年8月に大きな水害に見舞われました。障がい者が安心して地域生活が送れるよう、市全体で防災対策に努めます。障がい者など災害時に援護が必要な人に対し、避難行動要支援者名簿を活用し、災害時見守りカード（個別避難計画）の作成を進めていきます。

◎主要施策

施策・事業	施策の概要
①避難誘導體制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市地域防災計画に基づき、障がい者など避難行動要支援者に対する災害時の情報伝達、避難誘導體制について検討します。</li> </ul>
②災害時の障がい者の受け入れ体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者などの要配慮者の災害時の収容を想定した福祉避難所を 46 施設と協定締結していますが、更に協定締結施設数の増加を図っていきます。また、指定福祉避難所への直接避難が行えるよう避難行動要支援者の実情に応じた調整を検討します。</li> </ul>
③緊急通信システムの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害及び緊急事故の発生時における緊急通報体制の充実と迅速・的確な活動のため関係機関との連携強化を図ります。</li> <li>・聴覚・言語機能障がいのある人が外出先からも緊急通報ができる「Net119」の普及を進めます。</li> <li>・機器を貸与し、緊急通報体制の充実を図っている緊急通報システム事業の PR を行い、要配慮者の緊急通報体制の強化に取り組んでいきます。</li> </ul>
④災害時見守りカード（個別避難計画）の作成及び防災体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の避難行動要支援者名簿を用いて、具体的な避難方法等を区長及び民生委員等の協力を得ながら、避難に必要な各種情報を記載した「災害時見守りカード（個別避難計画）」を作成し、緊急時に活用できるよう備えます。</li> <li>・介護・福祉事業所と連携し、特に優先度の高い対象者への取り組みを進めます。</li> <li>・地域の自主防災組織を中心に高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせる地域ぐるみの防災体制づくりを支援します。</li> </ul>

### 3 防犯対策、消費者対策

#### ◎施策の方針

障がい者が犯罪にあわないように、自治会や防犯協会、警察署とも連携した防犯対策や消費者対策を行います。

#### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
①防犯組織の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・自治会との連携により、自主防衛組織の結成・育成を支援し、見守り体制の強化を目指します。</li><li>・「村上ながらパトロール隊」を設置し、市民、事業者の登録者が散歩や業務での外回りの際、「ながらパトロール」を実施しています。今後も登録者の増加に引き続き取り組んでいきます。</li></ul>
②消費者対策の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・支援を要する方への見守りのポイントなどを啓発し、被害の早期発見につながるような取り組みを強化するなど、振り込め詐欺などの被害にあわないよう広報活動を強化します。また、悪質な商取引に巻き込まれないよう、啓発に努めます。</li></ul>

### 4 交通安全

#### ◎施策の方針

障がい者の安全な地域生活のために、交通安全対策に取り組み、安全なまちづくりを進めます。

#### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
①交通安全対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がい者が地域生活を行うにあたり、周辺地区の交通安全対策を行うとともに、障がい者団体や交通安全協会等と連携を図りながら、障がい者に対する安全教室の実施などの対策を強化します。</li><li>・村上警察署に横断歩道及び信号機の設置要望等を継続していきます。</li></ul>

### 基本施策3 生活支援の充実

地域の受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者や現在社会福祉施設に入所中の障がい者の地域生活移行を進めていくために、住まいや通所施設等の日中活動の場の環境整備に取り組むことが必要です。また、地域生活に必要な買い物支援や移動手段なども課題であり、障がい者の地域での生活を支える体制の整備を図ります。地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効率的に実施し、自立した日常生活を営むことができるよう地域生活支援事業などの充実に努めます。そのためにも相談支援事業所、又は相談支援専門員の確保及び負担軽減措置などの検討が必要です。地域生活を支援する支援体制の整備やネットワークの構築を推進します。各種年金、医療費助成、手当等は障がい者の重要な経済的基盤になることから、その制度内容等についての情報の提供を行い、制度の適正な運用を目指します。また、精神障がい者に対する各種割引制度の拡充を関係機関等に働きかけます。

#### 1 相談支援体制の充実

##### ◎施策の方針

障がい者本人の自己選択・自己決定を原則に、安心して生活を送ることができるように、様々な相談に適切に対応できる仕組みづくりとして、村上・岩船地域自立支援協議会を中心としたネットワーク体制を確立し、各種専門機関への情報提供、連携を図りながら、総合的かつ効果的なサービス基盤の整備に努めます。

また、村上市障がい者基幹相談支援センターにおいて、専門的かつ総合的な相談支援体制の充実に努めてまいります。

障害者総合支援法におけるケアマネジメントに加え、市民、事業者、企業、ボランティア、NPO等がそれぞれの責任と役割による連携、協力のもと、公的なサービスとそれ以外の様々なサービスを組み合わせた総合的なサービス提供の仕組みづくりに努めます。

##### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
①ケアマネジメント等の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者個々の状況に合わせ、必要なケアマネジメントを行い、ケアプランの作成を行います。</li><li>・地域における障がい者の日常生活や社会参加を支援するため在宅サービスの情報提供や利用の助言を行う「地域生活支援事業、相談支援事業」を継続して実施します。</li></ul>

施策・事業	施策の概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の生活全般や更生援護、施設利用、障がい福祉サービスなどについての相談ができる相談支援事業を行います。さらに、精神障がい者の相談にも対応できるように精神保健福祉士等による相談体制の整備に取り組みます。</li> <li>・相談支援専門員の確保及び負担軽減措置などの検討をしていきます。</li> </ul>
②組織の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村上・岩船地域自立支援協議会を中心に各機関の連携を強化し、障がい者一人ひとりの状態に応じたサービス提供がなされるよう努めていきます。</li> </ul>
③身近な相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な相談窓口で地域に密着した適切な支援を行うため、村上市障がい者基幹相談支援センターを中心として各施設や関係機関との連携を密にして相談・支援体制の充実を図ります。さらに、村上圏域内の福祉施設についても地域の身近な施設として連携を図り、支援を行います。</li> <li>・重層的支援体制整備事業の実施により、属性に捉われない包括的相談支援体制を強化します。</li> <li>・相談支援事業所の確保に取り組みます。</li> </ul>
④民生委員・児童委員の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に密着した身近な相談者として気軽に相談ができるよう研修や啓発に努めます。</li> <li>・民生委員児童委員の役割や活動について、市報等を通して広く市民への周知を図ります。</li> </ul>

## 2 居住支援の充実

### ◎施策の方針

障がい者の地域移行にとって最も重要なことは、生活する住宅の確保です。自宅のほか、グループホーム等の確保が大きな課題であり、このため、それぞれの置かれた家庭環境等に応じて暮らしの場を選択できるよう、障害者総合支援法に基づく「グループホーム（共同生活援助）」の整備を行います。

また、自宅で生活する場合は、手すりの設置など住宅改修が必要となるため、そのための支援を行うなど、地域移行を支援します。加えて、公営住宅への入居促進など、市の住宅施策との調整の中で障がい者の地域での継続的な生活や施

設入所から地域への移行を支援する暮らしの場の確保を目指します。

◎主要施策

施策・事業	施策の概要
①グループホーム等の整備	・障害者総合支援法に基づくグループホームなど障がい者の地域生活を支援するための居住支援サービスの確保に努めます。
②住宅の確保の支援	・民間借家などの一般住宅への入居希望に応じた、居住サポート事業に取り組みます。 ・民間の空き住宅等について、その活用を検討します。 ・公営住宅への入居など、市の住宅施策との連携・調整を行い、障がい者の住宅の確保に努めます。
③住宅改造の支援	・地域生活支援事業として、障がい者が暮らしやすいよう住宅を改造するにあたっての相談の充実と費用負担への支援を行います。

### 3 移動・交通手段の充実

◎施策の方針

障がい者の外出を支援し、毎日の行動を支援するために移動支援を行います。

◎主要施策

施策・事業	施策の概要
①移動支援事業	・移動に支障のある障がい者が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく行動援護や同行援護のほか、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業を推進します。
②交通費助成	・地域活動支援センターへの通所に要する交通費助成などの支援を行います。
③公共交通機関の割引制度	・公共交通機関を利用した際に割引となる制度の周知に努めます。 ・JR旅客運賃及び高速道路料金の割引について、精神障がい者にも適用できるよう関係機関への働きかけ及び、その適用ができるよう国への要望を続けていきます。

施策・事業	施策の概要
④同行援護の実施	・視覚障がい者に対する同行援護事業を実施します。 そのために必要な人材の確保に努めます。

#### 4 情報提供・コミュニケーション支援の充実

##### ◎施策の方針

障がい者が障がい福祉制度をはじめ、必要な情報を入手し、コミュニケーションを容易に図れることが住み慣れた地域で安心して暮らせることにつながります。広報などの既存の情報提供手段を有効活用するとともに、ICT（情報通信技術）などを活用した情報バリアフリー化の推進や手話奉仕員や要約筆記奉仕員などの専門職種の確保によるコミュニケーション支援体制の充実を図ります。

##### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
①障がい者のためのホームページの充実	・障がい者に配慮した使いやすいホームページを提供できるよう取り組みます。
②障がい者向けパンフレットの作成	・障がい者が使いやすいパンフレット等を作成します。
③手話奉仕員や要約筆記者の養成と派遣	・聴覚障がい者への情報提供やコミュニケーションを補完するため、手話奉仕員や要約筆記者の養成を関係機関と連携しながら実施するとともに、養成課程修了者の実働に繋げるため実践的な応用課程の開講を検討します。 ・また、個人や団体からの要請に応じて手話奉仕員等の派遣を行うなど、聴覚障がい者のコミュニケーションを支援します。

## 5 地域包括支援の推進

### ◎施策の方針

障がい者が地域で自立した生活を送るために、障がい者だけでなく、地域の全ての住民が役割を持ち、支え合いながら、公的な障がい福祉サービスと協働した日常生活の支援が包括的に確保される体制を構築していきます。

### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
①障がい者に対応した地域包括支援の構築	・障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障がい者に対応した地域包括支援の構築を目指します。また、重度障がい者が安心して暮らせるよう支援を行います。
②地域生活支援拠点の周知	・障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えるため設置した地域生活支援拠点を周知していきます。
③基幹相談支援センターの周知	・地域の相談支援の拠点として、専門的かつ総合的な相談業務等を行うために市役所に設置した村上市障がい者基幹相談支援センターの周知を進めます。

## 基本施策4 保健・医療の充実と障がい発生の予防

障がいの発生の原因となる疾病等の適切な予防を行うとともに、早期発見・早期治療の推進を図り、出生から高齢期に至る健康保持・増進等のため、健康診査等の各種施策を推進します。障がいが発見された場合には適切な医療、リハビリテーションの提供による障がいの軽減並びに重度化・重複化、二次障がい及び合併症の防止を図るとともに、障がい者に対する適切な保健サービスを提供します。また、心の健康づくり対策や相談体制の充実、地域の医療機関や相談支援事業所との連携にも努めます。

### 1 障がいの原因となる予防対策の実現

#### ◎施策の方針

障がいの原因となる生活習慣病等の疾病の予防のために、特定健康診査、特定保健指導の充実を図り、市民の健康保持・増進を促進します。また市民の心の健康保持・増進のための相談事業等の充実を図り、市民の心の健康づくりを促進します。

#### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
①特定健康診査・特定保健指導の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上により、メタボリックシンドロームや生活習慣病対策を進め、疾病の予防に努めます。</li><li>・健診（検診）を受けやすい体制づくりや、健診（検診）後の保健指導を実施し、疾病の予防及び重症化を防ぐ取組を進めます。</li></ul>
②事故の防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいの原因となる事故を減らすよう交通安全対策を進めます。また、各事業所に対しても作業現場における安全対策の徹底を要請し、事故の起こらない環境づくりに努めます。</li><li>・施設外での活動時における高温対策や水分補給など、利用者に対する細やかな配慮の提供による事故を未然に防ぐ取組みを事業所に要請します。</li></ul>
③心の相談の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・くらしとこころの総合相談会の実施など相談事業の充実により、精神的に負担を感じている人の軽減に努めます。</li><li>・相談窓口の周知や自殺予防に関する啓発に努め、関係機関との連携を構築します。</li></ul>

施策・事業	施策の概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診や新生児訪問の際にうつスクリーニングを実施し、ハイリスク者の把握と支援に努めます。</li> </ul>
④ひきこもり対策やうつの予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもりやうつの予防として、外出支援や文化活動、交流会などを通じて、仲間づくりや生きがいを支援します。</li> <li>・重層的支援体制整備事業の本格実施により、多様化・複雑化する課題に対応できるよう支援体制を拡充します。</li> </ul>

## 2 障がいの早期発見・早期治療の推進

### ◎施策の方針

障がいの予防と早期発見・早期治療は、障がいの軽減等のために障がい者施策の中で最も重要な課題の一つです。また、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーション医療が重要な役割を果たします。そのため、今後とも、医療機関との連携を図りながら、乳幼児健康診査等の各種健診により疾病や障がいの早期発見・早期治療に努めます。今後も障がい者に関わる保健・医療分野で、障がい者が健康的な日常生活を送れることや乳幼児期から高齢期まで安心して治療やリハビリテーションが受けられる体制づくりに努めます。

また、精神保健の分野については、精神障がい者の適切な医療を確保するとともに、村上地域振興局健康福祉部や県精神保健福祉センター等と連携を図り相談支援体制の充実に努めます。

### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
①乳幼児健康診査等の保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査や健康相談を実施し、疾病の早期発見、早期治療に努めます。また、乳幼児健康診査等の受診率の向上に努め、未受診者への対応を図ります</li> </ul>
②乳幼児サービスとの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児や幼児を対象とする保育園等のサービス機関と保健師・家庭相談員等の連携により、保育園の巡回相談などで障がいの疑いのある児童に対して適切に対応することで、早期の障がい発見に努めます。</li> </ul>

施策・事業	施策の概要
③障がいに関する正しい知識の普及・啓発	・研修会等を開催し、自閉症や知的障がい、発達障がいなど障がいに関する情報提供を行い、正しい知識の普及・啓発を行います。
④医療費の助成	・疾病の治療、障がいの除去や進行防止等への経済的負担を軽減するため、自立支援医療費、重度心身障害者医療費、精神障害者医療費等の助成を行います。

### 3 保健・医療・リハビリテーションの連携

#### ◎施策の方針

がん、心疾患、脳血管疾患や糖尿病といった生活習慣病が原因で起こる障がいの発生は、その予防、あるいは疾病の早期発見と早期治療が可能です。そして総合的な生活習慣病予防対策を推進していくことが重要です。そこで、若年期からの健康づくりに重点を置いた特定健康診査、特定保健指導等の事業を充実し、特に生活習慣病の予防につながる健康づくり対策の強化を目指します。また、障がい者にとって、障がいの軽減を図り、自立を促進するために、自立支援医療等の給付事業、身近な地域における機能訓練事業や精神障がい者も対象とした総合的な地域リハビリテーションの体制の充実を進めていくことが必要です。このため、障がいの程度を軽減し自立生活を促進するため、障がいの特性に合った適切な医療やリハビリテーションが提供できるよう地域医療の充実を目指します。

#### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
①生活習慣病予防対策の推進	・健康の保持・増進や疾病の予防のため、健診や相談事業等を通して若年期からの生活習慣病予防対策を充実するなど、ライフステージに応じた生活習慣病予防対策を推進します。
②障がい者が安心して利用できる地域医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医師会との連携により、障がい者が必要な医療を身近で受診できる環境の充実に努めます。</li> <li>・障がい者やその家族に対し「かかりつけ医」を持つよう啓発を進めます。</li> <li>・医師の偏在や専門医の不足を防ぐため、関係機関や関係団体とともに医療資源の確保に努めます。</li> </ul>

施策・事業	施策の概要
③リハビリテーション体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいにより身体の機能が低下している人を対象とする日常生活の自立支援のための訓練を充実します。</li> <li>・介護保険制度との連携を図り、加齢に伴う身体機能が低下した障がい者へのリハビリテーションを充実します。</li> </ul>
④在宅療養生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい及びその原因となる疾患の発見から、早期治療、リハビリテーション、障がい福祉サービス、介護サービスへと適切に支援するための関係機関や福祉の連携強化に努めます。</li> <li>・在宅での療養生活を支援するための保健・医療・福祉にわたる総合的なサービス調整や医療機関との連携を強化します。</li> </ul>
⑤精神保健福祉事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康の保持・増進のための啓発を行います。</li> <li>・思春期や壮年期など、不安や悩みを抱えやすい世代に対し、心の健康に関する相談事業の推進を図ります。</li> <li>・うつ病などの健康教育や健康相談、また自殺予防の普及PRなどを実施します。</li> <li>・毎年9月の自殺対策予防月間・強化月間の期間中に中央図書館で関連図書コーナーを設置するなど、各種イベントを通じて、市全体で心の健康・自殺予防への関心を高める取り組みを実施します。</li> </ul>
⑥精神障がい者にも対応した地域包括支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、障がい福祉だけでなく医療や介護などを含めて包括的な支援を進めます。</li> </ul>

## 4 難病や発達障がいに関する施策

### ◎施策の方針

障害者総合支援法では、重症心身障がいや高次脳機能障がいのほか、近年、発達障がいや強度行動障がいなどに対する具体的な支援策が求められています。このため、身近な地域での包括的な相談支援体制の充実を図るとともに、ライフステージを通じて継続的な支援が行われるよう、地域における障がい者支援の仕組みを構築していくことが求められます。

### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
①自閉スペクトラム症等への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・自閉スペクトラム症等の相談や療育を担当する職員の資質を向上し、現状の把握と特別支援ネットワークの構築を行います。</li><li>・支援者に向けたペアレント・トレーニングや講演会を行い、支援者の資質向上に努めます。</li></ul>
②高次脳機能障がいへの対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・村上市障がい者基幹相談支援センターを中心に、高次脳機能障がいの方へのサービス提供に関し、関係機関と連携し対応してまいります</li></ul>
③難病対策の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・在宅での日常の支援を行います。</li></ul>

## 基本施策5 雇用・就労の支援

就労支援は、障がい者にとって地域で自立した生活を送ることができるようにする経済的な基盤としての所得の確保や働くことによる生きがいなどのために重要な施策です。村上公共職業安定所等と連携し、障がい者の雇用拡大に向けて企業などに理解を求めています。また、就労意欲に応じて就労支援を受けることができるよう、関係機関との連携を図りながら体制づくりを進めます。

### 1 雇用の拡大

#### ◎施策の方針

村上公共職業安定所、村上商工会議所、岩船郡村上市雇用対策協議会等関係機関と連携を図りながら、関係各団体に対し企業等へ障がい者雇用への理解促進の啓発、障がい者の法定雇用制度の周知及び法定雇用率について達成するよう働きかけを行っていきます。障がい者が安心して働けるよう、関連事業所等との協力により、障がい福祉サービスの一層の充実を図ります。

#### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
①障がい者雇用のための事業所等に対するセミナー等の開催	・公共職業安定所や県、産業団体などとの連携強化による知的障がいや精神障がいを含め障がい者の雇用拡大のため、各種セミナー等を開催し、事業所に対し、雇用の促進・奨励の啓発を行います。
②障害者雇用率の向上	・障害者雇用率の向上を目指し、公共職業安定所と連携して市内の事業所に対し、障がい者の雇用を引き続き呼びかけていきます。
③障がい福祉サービスの強化	・就労継続支援等の障がい福祉サービスの強化を図ります。
④就労に向けた体験実習の場の確保	・就労に向けていろいろな業種の仕事について体験できるよう学習機会の整備を行います。
⑤市など公的機関における雇用拡大の推進	・市などの公的機関における事務や作業などについて障がい者の雇用を行います。
⑥事業主への啓発	・障害者雇用支援月間（9月）などを中心に市内の事業主に対して障がい者の雇用についての理解の促進を図り、継続的な雇用ができるよう協力を要請します。

施策・事業	施策の概要
⑦障害者就労施設等からの物品などの調達の推進	・毎年度ごとに障害者就労施設等からの物品などの調達方針を示し、調達の一層の推進を図り、もって障害者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進を図ります。

## 2 就労環境の整備

### ◎施策の方針

障がい者の能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるよう、各種セミナー等を開催するとともに、就労に関する相談、必要な指導及び助言、その他必要な援助を行うなど、障がい者の就労環境の整備に努めます。また、村上公共職業安定所と連携し、就職に必要な技能の修得や生活指導などを行います。

### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
①就労環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の就労環境を整備するため、各事業所や障がい者施設に対し、障がい者の状態に応じた適切な対応がとれるよう、情報提供や相談・指導に努めます。</li> <li>・障がいの特性や個人の日々の状況に応じて柔軟に就労することができる短時間就労など、就労形態の多様化を要請します。</li> </ul>
②各種助成制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携しながら障害者雇用納付金制度に基づく助成など、障がい者の雇用を促進する各種制度の周知を図ります。</li> <li>・在宅の就業者に対しても、在宅就業障害者支援制度の活用により発注事業所への支援ができるよう周知に努めます。</li> </ul>
③障がい者雇用事業所への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が行う物品調達や工事・業務委託等について、障がい者の雇用促進に努めている事業所に対し業者選定における優遇措置を検討します。</li> </ul>
④総合的な就労相談体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労への一貫した支援と総合的な相談支援の体制の確立に努めます。</li> </ul>

施策・事業	施策の概要
⑤公共職業安定所との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の雇用が促進されるよう公共職業安定所や商工会議所等と連携し、就職情報の提供に努めるほか、トライアル雇用の活用や就労訓練等へ結び付けられるよう支援を行います。</li> </ul>
⑥就労定着に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者が抱える、就労に伴う環境の変化により生じている生活面の課題の解決に向けて支援を行います。</li> </ul>

## 基本施策6 社会参加の促進

障がい者が社会のあらゆる場面で自主的に参加、行動することは、自分らしく自己実現することにつながります。そのため、障がいの有無に関わらず、誰もが等しく社会参加できる環境整備に努める必要があります。今後は、障がい者のニーズに応じた生涯学習やスポーツ・レクリエーション等の情報と社会参加の機会を提供するとともに、市民、ボランティアと連携した社会活動参加への支援、関係団体育成への支援を行います。

### 1 地域活動への参加促進

#### ◎施策の方針

障がい者が地域で生き生きと暮らしていくためには、地域社会における経済活動、自治会などの地域活動、文化活動、スポーツ、レクリエーション、福祉活動、ボランティア、NPO活動など、幅広い分野にわたる活動について、円滑に障がい者の参加ができるよう必要な支援が重要です。そのため、社会参加を阻む要因である各種の障壁をハード面・ソフト面の両面から取り除き、障がい者一人ひとりが自ら関心のある活動に積極的に参加し、多くの人との交流やふれ合いなどを通じて自己実現を促進するとともに、あらゆる機会を通じ障がい者が参加しやすくなるよう支援に努めます。

#### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
①行事への参加促進	<ul style="list-style-type: none"><li>各自治会の各種行事への障がい者の参加を促し、地域との交流に努めます</li><li>そのためには、各自治会役員等へ、手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣、同行援護、移動支援、行動援護など、障がい者を支援する社会サービスがあることを周知し、参加の障壁を軽減します。</li></ul>
②地域での役割の分担	<ul style="list-style-type: none"><li>地域共生の意識を醸成するなかで、自治会の活動について、障がいの状況に応じて、役割を持ち、地域社会への貢献ができるよう、啓発活動を行います。</li></ul>
③交流・ふれ合いの拡充	<ul style="list-style-type: none"><li>各種の交流活動・事業への介助者や手話奉仕員などの配置に対する支援を進めます。</li><li>社会福祉協議会による福祉教育出前講座の充実や小・中学校でのボランティア活動などを通じて、障がいのある人とない人がふれ合う機会を数多く創</li></ul>

施策・事業	施策の概要
	<p>出し、市民全体で障がいについての正しい理解を深めるよう努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種イベントの開催などを通じて障がい者と市民との交流活動を支援します。</li> </ul>

## 2 ボランティア活動やNPO活動の支援

### ◎施策の方針

障がい者やその家族の生活支援に対するニーズは、制度に基づく公的なサービスの提供以外にも幅広い領域にわたり、これらに対しきめ細かな支援を行うためには、ボランティア活動やNPO活動などの「力」が不可欠です。障がい者が支援を受ける側となるだけでなく、同じ障がいのある立場で支援を必要とする人のニーズを把握し、必要なボランティア活動、NPO活動の調整役などを担えるよう、当事者のボランティア活動への参加を目指します。

### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
①ボランティアやNPOの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアに関する相談や研修機会の充実などボランティアセンターとしての社会福祉協議会の育成機能やコーディネート機能の充実を促進します。</li> <li>・障がい者の支援のためのボランティアやNPOの育成を支援します</li> </ul>
②ボランティア・NPO活動に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市や社会福祉協議会の広報など多様な媒体を活用したボランティア活動・NPO活動に関する市民への情報を提供します。</li> <li>・ボランティアやNPO相互の交流・情報交換の機会の充実とネットワーク化を促進します。</li> </ul>
③市民各層のボランティア活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民各層のボランティア活動への参加を図るためのボランティア養成講座やボランティア体験の機会を充実します。</li> <li>・各種ボランティア講座の受講者の登録や活動への参加、自主的な活動の立ち上げなどを支援します。</li> </ul>

施策・事業	施策の概要
④障がい者のボランティア活動（ピアサポート活動）の参加促進	・障がい者自らが同じ立場から障がい者を支援するボランティア活動（ピアサポート活動）を支援します。
⑤障がい者団体への支援	・障がい者団体への財政的支援を行い、障がい者の社会参加を促進します。

### 3 スポーツ、芸術・文化、レクリエーション活動等の推進

#### ◎施策の方針

様々なスポーツ、文化活動などは、障がい者に日常生活の充実感や生きがいを与えるとともに、社会参加の重要な要素となります。今後も、障がい者が気軽に参加し、楽しめるスポーツ、レクリエーション活動、文化活動などの大会や行事等の実施を支援します。

#### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
①総合型地域スポーツクラブとの連携	・総合型地域スポーツクラブとの連携により、障がい者スポーツに関する取組を行っており、今後も振興に努めます。
②文化・スポーツ活動への支援	・障がい者の文化・スポーツ活動を支援し、社会参加を図り、障がいに対する市民の正しい理解の普及に努めます。 ・市内の障がいサービス事業所や特別支援学校に対し、文化展等展覧会への出品の働きかけを行い、障がいに対する市民の正しい理解の普及に努めます。

## 4 選挙と政治参加

### ◎施策の方針

障がい者の選挙時の活動について、選挙公報から投票に至る一連の活動を支障なく行えるよう、支援を行います。

### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
①選挙情報の提供	・選挙公報や各種通知の作成にあたっては、障がい者の状況に配慮し、点字による選挙公報の作成やふりがなをつけるなどの対策をとるほか、手話による広報活動、選挙公報について音声読み上げサービスなどに努めます。
②投票所の対策	・障がい者の投票を支援するため、障がい者用の駐車場の確保を行うほか、投票所のバリアフリー化を行うなど投票所の改善を図ります。
③障がい者の政治活動への支援	・障がい者自身が候補者となる場合など、障がい者が政治活動を行う場合に、他の候補と比べ不利にならないよう、手話など通訳手段などの支援を行います。また、選挙情報の提供に関し、点字や手話などの対策を行います。

## 基本施策7 教育の振興

子どもの発達のために教育の果たす役割は非常に大きなものがあります。障がいのある子どもたちの教育は、その障がいゆえに難しい面も多く、そのために教職員など周りで支える人の理解も求められます。一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育の実施や学校、福祉、医療、労働等の関係機関との連携がこれまで以上に求められています。そのため、療育相談体制の充実や小・中学校等における特別支援教育の一層の充実を図るとともに、義務教育のみならず高等教育や生涯学習の場においても障がい者（児）が平等に教育や学習の機会を得ることができるよう、受け入れに対する理解を促していきます。

### 1 早期教育の充実

#### ◎施策の方針

障がいのある幼児等に対して早期発見、早期療育とともに障がいを改善し望ましい発達を促すための早期教育が必要です。現在、障がいのある幼児等の教育については、保育園において受け入れ可能な心身障がい児に対して実施しています。更なる充実のために、施設等の改善、職員の専門性の向上に努めるとともに、関係機関の連携を強化し、障がいのある幼児等の保健医療・療育等の総合的な指導体制づくりに努めます。また、LD（学習障がい）やADHD（注意欠陥・多動性障がい）などに対する関心が高まり、学校においてもこれらを含めた特別支援教育の推進などこうした障がいに対応した支援が求められています。

#### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
①保育園・幼稚園における受け入れ体制の充実	・ 保育園・幼稚園における障がい児の受け入れ体制の充実を図るとともに、保健師等との連携による障がいの早期発見にも努めます。
②就学・教育相談体制の充実	・ 保健・福祉や保育園、幼稚園、学校などにおける就学・進路相談機能の充実と相互連携を強化します。

## 2 学校教育の充実

### ◎施策の方針

障がいのある児童・生徒の適正な就学を推進するため、就学支援委員会を受けて、その保護者に対して助言・指導を行っています。障がいのある子どもが一人の人間として、その能力を最大限に伸ばしていくことを目指します。そのため一人ひとりの個性や特性など教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容や支援体制の充実を図り、学びやすい教育環境を整備していきます。県立村上特別支援学校や小・中学校の特別支援学級においても教育相談等を実施します。また、学校施設についても障がいのある児童・生徒が安全かつ円滑に、学校生活を送ることができるよう施設のバリアフリー化に努めます。今後も、保育園、小・中学校の連携のもと障がいのある児童・生徒のニーズに応じた教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。また、学校ごとに配置される特別支援教育コーディネーターを中心に、地域や特別支援学校等との連携の強化を図ります。

### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
①障がいのある子どもに対する適切な教育機会の提供	・特別支援学級の設置促進や通常の学級で学ぶ場合に施設・設備について配慮します。
②特別支援教育の推進	・障がいのある児童・生徒の障がいの状態、発達段階、特性などを理解し、特別な配慮のもと、適切な教育を行い、能力や可能性を最大限に伸ばすことで、自立する人間の育成に努めます。 ・各校において校内委員会を中核として、複数の教職員で「個別の指導計画」を作成し、合理的配慮に留意した指導や支援を行います。
③特別支援教育コーディネーターの配置	・小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、教育の充実を図ります。
④個別の教育支援計画の策定・評価	・児童・生徒の障がいと、特性を見極め、それぞれにあった個別の教育支援計画を策定し、実践の中で評価を行います。
⑤学校教育における障がい者理解の推進	・障がいの有無に関わらず地域で暮らす子どもたちの連帯意識を育みます。また、障がい者に対する理解を深めるための特別支援学級などの子どもとの交流教育の促進に努めます。

施策・事業	施策の概要
⑥学校教職員、保育園 保育士への研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級担任のためのLD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥・多動性障がい）研修会など、特別支援教育に関わる研修会を実施します。また、教職員等の専門職としての識見と指導力の向上を図るとともに、障がいの状態に即した適切な指導の充実に努めます。</li> <li>・市内の特別支援学級・特別支援学校などの協力を得て、在籍する児童・生徒や特別支援学級などの運営について、教職員の共通理解を深めていきます。</li> <li>・介助員の資質向上を目的に指導主事が各校を訪問して指導します。介助員を対象とした特別支援教育研修等の機会を増やすことも検討していきます。</li> <li>・障がいのある子どもの特性を十分理解し、保育することができるよう障がい児を担当する保育士の研修会を実施し、専門知識を学び、資質の向上を図ります。</li> </ul>
⑦学校における相談 機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーや保健師との連携により、学校における相談機能の強化を図ります。</li> </ul>
⑧手話や点字に通じた 教職員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県やNPOなどと連携し、教職員に対し手話や点字について学ぶ機会を整備していきます。</li> </ul>
⑨障がいのある子ども の放課後対策等の 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある子どもの学童保育所での受け入れや、夏休みなどの長期休暇時における居場所づくりを進めます。</li> <li>・障がいのある子どもの受け入れに対する知識醸成を目的とした研修機会を確保します。</li> <li>・放課後等デイサービス事業所との情報共有を図り、切れ目のない支援を実施します。</li> </ul>

### 3 自立と社会参加を促進する教育の推進

#### ◎施策の方針

自立と社会参加を促進する上で、義務教育終了後の教育や就労は重要な役割を果たします。そのため教育・福祉・雇用の分野の連携を密にし、本人の意向や能力、障がいの状況等を踏まえ、学校卒業後の適切な進路指導の充実に努めます。

#### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
① 進路指導の充実	・児童・生徒の自立を促すため、障がい福祉サービス事業所などとも連携し、就労、進学等の進路指導を行います。
② 福祉・教育の連携による一貫した支援体制の整備	・児童・生徒が生涯を通じて、自分の意志で自己実現のために活動できるよう、教育と福祉の連携により一貫した支援体制を確立していきます。

## 基本施策8 障がい児の支援体制の整備

### 1 障がい児支援の充実

#### ◎施策の方針

発達特性や障がいのある子どもに対する健やかな育成のための発達支援体制について、ライフステージに沿って切れ目のない支援となるよう関係機関が連携を図り、一層の支援体制の充実に努めます。

#### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
① 療育体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種健診において、子どもの成長発達の節目における健診を実施し、障がいの早期発見、治療・早期療育の実現を図ります。</li> <li>・早期療育のための保健、医療、福祉、教育等の連携を強化し相談機能の強化を図ります。</li> <li>・発達状態に応じた個別相談や保健指導、関係機関への紹介等、きめ細かな対応を図ります。</li> </ul>
② 障がい児サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児福祉計画に示す数値目標を目指し、関係機関との連携により、施設整備等を進めます。</li> </ul>
③ 保育所等訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園や幼稚園、小学校に通う障がい児に加え、乳児院や児童養護施設に入所している障がい児に対して、集団生活への適応のための支援などを行います。</li> </ul>
④ 医療的ケア児や特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児や重症心身障がい児など特別な支援を要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携促進に努めます。</li> </ul>
④ 相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児や家族の生活の支援、各種相談や助言、情報提供や障がい福祉サービスの利用調整などを行います。</li> <li>・障がい児通所支援事業を利用する障がい児について、障がい児支援利用計画の作成等を行います。</li> </ul>
⑥ 障がい児通所支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児の特性に応じ、医療が必要な障がい児や日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などが必要な障がい児に対し、放課後等デイサービスや児童発達支援等の支援を行います。</li> </ul>

施策・事業	施策の概要
⑦村上市相談支援ファイル「ぱすのーと」活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村上市相談支援ファイル「ぱすのーと」の活用を通じて、各ライフステージにおけるスムーズな情報の引継ぎ・共有が図られ、子どもが一貫したよりよいサポートを受けやすくなるよう努めます。</li> </ul>

## 基本施策9 計画の推進体制

### 1 障がい福祉サービスの充実

#### ◎施策の方針

現在、施設入所支援等に対して、国は、地域移行を進めるための数値目標を示しているため、これに沿ったサービス体制の整備を進めていくこととし、具体的にはグループホームの整備を目指します。また、地域生活支援事業についても、計画的なサービス提供に努め、訪問入浴サービスなど在宅の障がい者に対するサービスや補装具、日常生活用具の費用の助成も継続して実施します。なお、数値目標等は、「第3編 障がい福祉計画・障がい児福祉計画」によります。

### 2 評価とサービスの質の確保

#### ◎施策の方針

障がい者の状況やニーズに応じて適切な支援が効果的に行われ、質の高いサービスを提供するよう、事業者に対する指導、支援を行います。また、市が実施主体となる地域生活支援事業の質の確保に関しては、事業を委託して実施する場合も含め、障がい福祉サービスに準じた研修等の充実を図り、資質の向上に努めます。また、サービスの質の確保・向上においては、利用者からの苦情処理及び解決の体制が充実していることが必要です。本市では苦情相談窓口を設け、苦情に対するサービス事業者への指導・助言を行い、サービスの改善策に取り組むとともに、その結果をフィードバックすることにより、障がい福祉サービスの更なる質の向上への提案が行える仕組みづくりに努めます。

#### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
① 苦情解決体制の整備	・障がい者が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられ、それがサービスの向上に反映される環境づくりを促進し、各施設における苦情相談窓口と連携を図ります。
② 情報開示の適切な運用指導	・開示が義務づけられている情報や自己評価の結果など利用者がサービスを選択する上で役に立つ情報が適切に開示されるよう、事業者の指導に努めます。

施策・事業	施策の概要
③障がい福祉サービスの評価	・事業者が提供するサービスの質を村上・岩船地域自立支援協議会において客観的に評価することを検討します。

### 3 専門職種の養成・確保

#### ◎施策の方針

障がい者の個別性に対応できる人材の発掘や育成に努めるとともに、多様な障がい特性に対応できる専門的技術の向上に向けた事業者間の情報交換など連携体制の構築を図ります。また、地域においては民生委員・児童委員が、障がい福祉に関する連絡調整や生活全般にわたる相談を関係機関と連携し、適切な対応を行います。

#### ◎主要施策

施策・事業	施策の概要
① 日常生活を支援する人材の確保	・障がい者の在宅生活を支援するホームヘルパーの確保に努めます。
② 社会参加等を支援する人材の養成	・障がい者のコミュニケーションや社会参加を支援するため、手話奉仕員やスポーツ・文化活動等の指導者や支援者の養成を検討します。
③ 福祉に携わる職員の資質の向上	・行政や施設の職員に対して障がいについての正しい知識と理解の啓発や、より専門的な知識や技術の研修と情報交換の機会を設け、資質の向上を図ります。
④ 相談支援専門員の確保	・障がい者の多様なニーズに応えるため、相談支援専門員の育成・確保に努めます。
⑤ 事業所における研修等の充実	・サービス事業所において、権利擁護の視点を含めた職員への研修の充実を図ります。

### 第3章 計画の進行管理

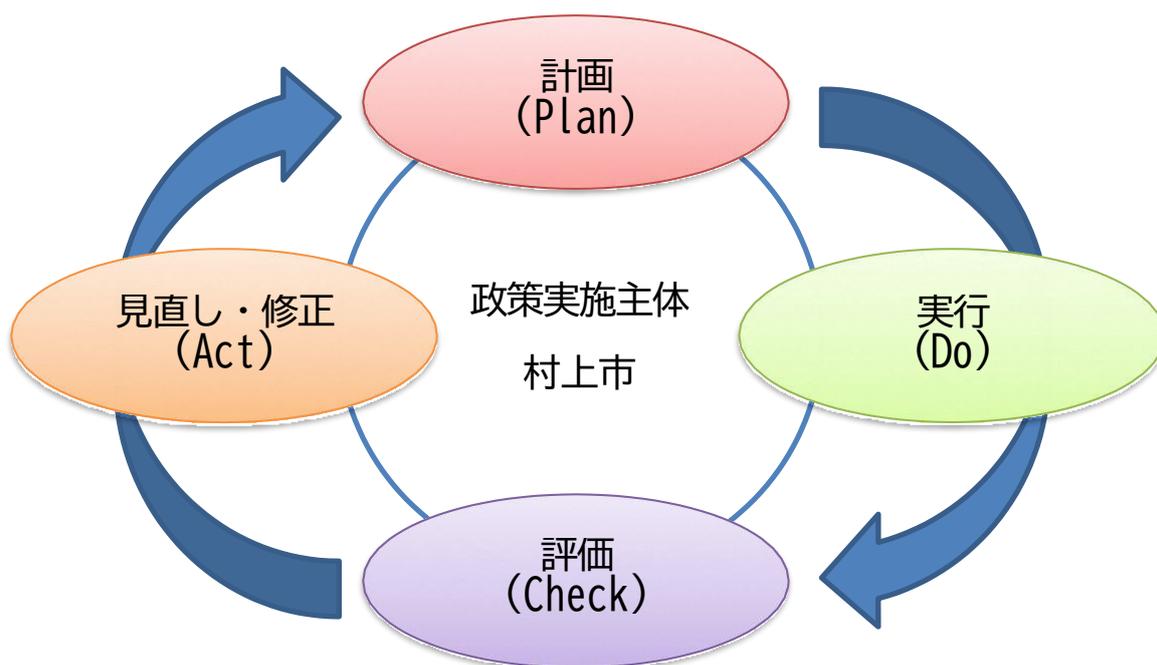
#### 1 市の推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局等との連携を図りながら本計画を推進します。

また、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、「村上市障がい者計画等審議会」において、本計画の推進に関する意見や助言をいただきながら、推進していきます。

本計画の着実な実行に努めるため、PDCAマネジメントサイクルに基づいて、計画の評価・点検を行います。

#### ■点検・評価のプロセスのイメージ（PDCA）



## 2 圏域での連携

「村上・岩船地域自立支援協議会」で幅広い意見交換を図るとともに、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

## 3 行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつあるニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制づくりをするため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障がい者への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

## 4 関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、連携体制づくりを目指します。

また、障がい者が身近で役立つような情報が得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティア団体や障がい者団体に情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

## 5 計画の普及・啓発

本計画について、市の広報やホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

また、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識をもっていただくために、町内会や民生委員・児童委員などを通じて、各地域での具体的な取組や活動事例などを紹介していきます。



## 第3編

障がい福祉計画・

障がい児福祉計画



## 第1章 障がい福祉サービス等の数値目標

国の基本指針等に基づき、成果目標について直近の状況等を踏まえて令和8年度末における成果目標の見直しを行うとともに、福祉施設入所者の地域生活への移行促進、地域生活支援拠点等の整備及び福祉施設から一般就労への移行等、障がい児支援の提供体制の整備について、令和8年度における成果目標を次のとおり設定します。

さらに、相談支援体制の充実・強化等、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関し、新たに成果目標を設定するとともに、関係機関等と連携しながら整備を行っていきます。

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、基準となる時点を令和4年度末時点とし、これまでの実績、障がい者の高齢化・重度化の状況等、地域の実情を踏まえて、令和8年度末における成果目標を次のとおり設定しています。

#### ◆国の基本指針に定める目標値◆

1. 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
2. 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

項目	数値	備考
令和4年度末時点の入所者数 (A)	105人	令和4年度末時点の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	99人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】 ・入所者数削減見込 (C = A - B) ・削減率 (イ = C / A × 100)	6人 5.71%	入所者数に係る差引削減見込数
【目標値】 ・地域生活移行者数 (D) ・地域移行率 (ア = D / A × 100)	7人 6.67%	施設入所からグループホーム等へ移行する者の数

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病棟から退院後に地域の一員として安心して暮らせるよう、就労移行支援・地域定着支援及び共同生活援助等などの生活基盤の整備など支援体制の充実を図ります。また、精神障がい者の地域での生活を支援するため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設けます。

### ◆国の基本指針に定める目標値◆

令和8年度における精神障がい者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とすることを基本とする。

- ・令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を目標値として設定する。
- ・令和8年度末までに、入院後3か月時点の退院率は68.9%以上、入院後6か月時点での退院率は84.5%以上、入院後1年時点での退院率は91%以上とすることを目標値として設定する。

## 3 地域生活支援の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援の体制充実を図ります。

### ① 地域生活支援の充実

#### ◆国の基本指針に定める目標値◆

令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。

また、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討する。

項目	数値
目標年度末時点の地域生活支援拠点	1箇所
目標年度末時点のコーディネーターの配置人数	1人
年1回以上の検証及び検討の実施	令和6年度 1回 令和7年度 1回 令和8年度 1回

## ② 強度行動障がいをもつ者への支援体制の充実

### ◆国の基本指針に定める目標値◆

令和8年度までに、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

項目	有無
目標年度末時点での支援体制の有無	有

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者のニーズ及び適性や能力に応じた就労ができるよう、事業者・ハローワーク等と協力し、情報の共有や提供に取り組めます。

### ① 福祉施設から一般就労への移行

#### ◆国の基本指針に定める目標値◆

令和8年度までに、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

項目	数値	備考
令和3年度の一般就労移行者数合計 (A)	1人	令和3年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の合計数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数 (B) 目標値 = B / A	4人 4.00倍	令和8年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の合計数

(就労移行支援事業)		
令和3年度の一般就労移行者数 (A)	0人	令和3年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数

【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	1人 — 倍	令和8年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて一般就労する者の数
令和4年度末の実績	2箇所	直近の年度末における就労移行支援事業所の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の数（D） 目標値 = D / C	2箇所 50%	令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が5割以上の事業所の数

（就労継続支援A型事業）		
令和3年度の一般就労移行者数（A）	0人	令和3年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	1人 — 倍	令和8年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて一般就労する者の数

内訳（就労継続支援B型事業）		
令和3年度の一般就労移行者数（A）	1人	令和3年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	2人 2.00倍	令和8年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて一般就労する者の数

## ② 就労定着支援事業の利用者数

◆国の基本指針に定める目標値◆ 令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
--

項目	数値	備考
令和3年度利用者数（A）	4人	令和3年度における就労定着支援事業等の利用者数
≪目標値≫ 令和8年度末の利用者数（B） 目標値 = B / A	6人 150%	令和8年度における就労定着支援事業等の利用者数

### ③ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

<p>◆国の基本指針に定める目標値◆</p> <p>令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。</p> <p>※「就労定着率」の定義： 過去6年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合。</p>
--

項目	数値	備考
令和4年度の就労定着支援事業所の数（A）	1箇所	直近の年度末における就労定着支援事業所の数
≪目標値≫ 目標年度の就労定着率7割以上の事業所の数（B） 目標値 = B / A	1箇所 100%	令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の数

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の健やかな育成のための発達支援を目指すため、障がい児とその家族に対し、関係機関が連携し、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する支援体制の構築を図ります。

### ① 障がい児支援の提供体制

◆国の基本指針に定める目標値◆		
令和8年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援センター：少なくとも1か所以上（圏域での設置も可。または、障がい福祉課が中心となって同等の機能を有する体制を整備）</li> <li>・ 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築</li> <li>・ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上（圏域でも可）。</li> </ul>		

項目	数値	備考
目標年度末時点での児童発達支援センターの設置	1箇所	各市町村に少なくとも1か所以上設置
目標年度末時点での障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
目標年度末時点での主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援の確保	1箇所	各市町村に少なくとも1か所以上確保
目標年度末時点での主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	1箇所	各市町村に少なくとも1か所以上確保

## ② 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等

### ◆国の基本指針に定める目標値◆

令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

項目	数値	備考
目標年度末時点での協議の場	有	各市町村に設ける
目標年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	コーディネーターを配置することを基本とする

## 6 相談支援体制の充実・強化

地域の相談支援体制の強化、総合的・専門的な相談支援体制の整備に努めます。

### ◆国の基本指針に定める目標値◆

令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を整備する。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

項目	数値	備考
目標年度末時点での基幹相談支援センターの設置	1箇所	各市町村において設置する
目標年度末時点での地域の相談支援体制の強化を図る体制の有無	有	地域の相談事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援など

## 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等に係る各種研修を実施し、障がい福祉サービスの質の向上に努めます。また、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果について、事業所と情報の共有を図っていきます。

### ◆国の基本指針に定める目標値◆

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

項目	数値	備考
目標年度末時点での障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の有無	有	障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有など

## 第2章 障がい福祉サービス等の見込量

現在の利用者数、障がい者や家族等のニーズ、利用者の増加傾向を勘案し見込みました。

### 1 訪問系サービス

事業項目	事業内容
居宅介護	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排せつ・食事等の介護などを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間 (月)	795	797	830	863
	人 (月)	53	75	81	87
重度訪問介護	時間 (月)	0	100	100	100
	人 (月)	0	1	1	1
同行援護	時間 (月)	46	32	34	36
	人 (月)	4	4	5	6
行動援護	時間 (月)	1	14	14	14
	人 (月)	1	2	2	2
重度障害者等 包括支援	時間 (月)	0	150	150	150
	人 (月)	0	1	1	1

※「第6期実績値」は令和4年度を掲載。以下同様。

## 2 日中活動系サービス

事業項目	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	本人が一般就労や就労系障がい福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて、希望や適性、地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (福祉型、医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日 (月)	2,971	3,100	3,200	3,300
	人 (月)	155	155	160	165
(新規) うち、強度行動 障害を有する方	人日 (月)		0	0	0
	人 (月)		0	0	0
(新規) うち、高次脳機能 障害を有する方	人日 (月)		0	0	0
	人 (月)		0	0	0
(新規) うち、医療的ケア を必要とする方	人日 (月)		20	20	20
	人 (月)		1	1	1
(新規) うち、その他の 重度行動障害方	人日 (月)		0	0	0
	人 (月)		0	0	0

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	人日 (月)	0	44	88	132
	人 (月)	0	2	4	6
(新規) 就労選択支援	人 (月)		0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日 (月)	516	544	578	612
	人 (月)	32	32	34	36
就労移行支援	人日 (月)	361	396	414	432
	人 (月)	21	22	23	24
就労継続支援 (A型)	人日 (月)	495	486	504	522
	人 (月)	30	27	28	29
就労継続支援 (B型)	人日 (月)	3,701	3,706	3,774	3,842
	人 (月)	224	218	222	226
就労定着支援	人 (月)	4	3	5	7
療養介護	人 (月)	8	9	10	11

※単位のうち「人日」は、月間の利用見込人数×1人1月当たり平均利用見込日数です。以下同様。

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (福祉型)	人日 (月)	435	407	429	451
	人 (月)	36	37	39	41
(新規) うち、強度行動 障害を有する方	人日 (月)		0	0	0
	人 (月)		0	0	0
(新規) うち、高次脳機能 障害を有する方	人日 (月)		0	0	0
	人 (月)		0	0	0
(新規) うち、医療的ケア を必要とする方	人日 (月)		11	11	11
	人 (月)		1	1	1
(新規) うち、その他の 重度行動障害方	人日 (月)		0	0	0
	人 (月)		0	0	0
短期入所 (医療型)	人日 (月)	0	0	0	0
	人 (月)	0	0	0	0
(新規) うち、強度行動 障害を有する方	人日 (月)		0	0	0
	人 (月)		0	0	0
(新規) うち、高次脳機能 障害を有する方	人日 (月)		0	0	0
	人 (月)		0	0	0
(新規) うち、医療的ケア を必要とする方	人日 (月)		0	0	0
	人 (月)		0	0	0
(新規) うち、その他の 重度行動障害方	人日 (月)		0	0	0
	人 (月)		0	0	0

### 3 居住系サービス

事業項目	事業内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人 (月)	1	1	1	1
共同生活援助	人 (月)	52	54	59	64
(新規) うち、強度行動 障害を有する方	人 (月)		0	0	0
(新規) うち、高次脳機能 障害を有する方	人 (月)		0	0	0
(新規) うち、医療的ケア を必要とする方	人 (月)		0	0	0
(新規) うち、その他の 重度行動障害方	人 (月)		0	0	0
施設入所支援	人 (月)	105	105	102	99

#### 4 相談支援

事業項目	事業内容
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細やかにサービス等利用計画の作成および計画の見直しを行います。
地域移行支援	精神科病院に入院している精神障がい者又は障がい者施設等に入所してる障がい者について、住居の確保や地域での生活に移行するための支援や相談を行います。
地域定着支援	地域移行した居宅にて単身等で生活する障がい者につき、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急時等に相談等必要な支援を行います。

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人 (月)	177	132	139	146
地域移行支援	人 (月)	0	1	1	1
地域定着支援	人 (月)	0	1	1	1

## 5 障がい児支援

事業項目	事業内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援の事業内容及び治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後又は休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等へ行き障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対する居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。
障害児入所支援 (福祉型、医療型)	障害児入所施設または指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護・日常生活の指導・治療(医療型)等を行います。

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/日 (月)	429	581	686	791
	人 (月)	76	83	98	113
医療型児童発達支援	人/日 (月)	0	0	0	0
	人 (月)	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人/日 (月)	1,728	1,846	1,911	1,976
	人 (月)	148	142	147	152
保育所等訪問支援	人/日 (月)	33	26	36	46
	人 (月)	19	13	18	23
居宅訪問型児童 発達支援	人/日 (月)	2	9	9	9
	人 (月)	1	3	3	3
障害児相談支援	人 (月)	60	57	62	67
障害児入所支援 (福祉型、医療型)	人 (月)	0	2	2	2

## 6 医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担っています。

市内に有資格者数4名がいます。引き続き必要な人員に配置に努めます。

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	4	4	4	4

## 7 発達障がい者等に対する支援

事業項目	事業内容
ペアレント・トレーニング	保護者などがロールプレイや宿題を通じて子どもへの肯定的な働きかけなどを学ぶことによって、保護者などの心理的なストレスの改善や子どもの適切な行動などを促す方法です。
ペアレント・プログラム	保護者が自分自身や子どもについて行動の面から把握することで、認知的な枠組みを修正していくことを目的としたプログラムです。
ペアレント・メンター	発達障がいを持つ子どもを育てた経験のある保護者が、自身の育児経験を活かして、同じ悩みを抱える保護者などに対して相談や情報提供を行う活動です。
ピアサポート	同じ問題や環境を体験する人が、その体験によって生ずる感情を共有することで安心感や自己肯定感を得る活動です。

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	21	20	20	20
ペアレント・メンターの人数	人	0	0	0	0
ピアサポート活動への参加人数	人	0	6	7	8

## 8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神に障がいがある人が地域の一員として安心して暮らせるよう、関係機関と連携する地域包括ケアシステムの構築を目指します。

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	0	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	0	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	0	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人	0	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人	0	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助	人	0	19	21	23
精神障がい者の自立生活援助	人	0	0	0	0
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	人		24	25	26

## 9 相談支援体制の充実・強化のための取組

定期的な協議の場を開催し、専門的な指導・助言、人材育成の支援、個別事例の支援内容の検討、情報共有を行うなど、相談支援体制の充実・連携強化を図っていきます。

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
(新設) 基幹相談センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	件		14	14	14
(新設) 地域の相談支援事業所の人材育成の支援	件		14	14	14
(新設) 地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回		1	1	1
(新設) 個別事例の支援内容の検証の実施	回		1	1	1
(新設) 基幹相談センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人		1	1	1
(新設) 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数	回		12	12	12
	団体		8	8	8
(新設) 協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)	部会		6	6	6
	回		20	20	20

## 10 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組について

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に担当職員が参加し、サービスの質の向上に努めるとともに、自立支援審査支払等システムによる審査結果を自立支援協議会等で共有し、適正な審査・請求を通じて、事業所の運営を支援します。

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加人数	人	0	1	1	1
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回数	0	1	1	1

## 第3章 地域生活支援事業の見込量

### 1 必須事業

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活や社会生活を営むうえで直面する福祉に関する様々な問題を解決するために、障がい者への理解を深めるための研修事業や、パンフレット・ホームページの作成等を通じた普及・啓発事業を行います。

事業については引き続き実施します。

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

#### (2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を行う団体等に対し、その活動を支援します。

事業については引き続き実施します。

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

#### (3) 相談支援事業

障がい者の福祉に関する諸般の問題につき、本人や保護者又は介護者からの相談に応じ、障がい福祉サービスの利用援助や権利擁護のための支援、行政機関や専門機関の紹介及びケアマネジメント等の必要な情報の提供及び助言等を行います。

また、行政のほか、福祉・医療等関係機関と連携を図りながら、本人や家族だけでは解決されない問題等について、障害支援区分や生活状況に応じた各種障がい福祉サービスの利用につなげるサポートを行います。

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	箇所数	3	3	3	3
基幹相談支援 センター	設置の 有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の 有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の 有無	無	無	無	無

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

知的障がい者又は精神障がい者で、成年後見制度利用に対して必要と認められる場合、登記手数料・鑑定料等の費用や後見人等の報酬の一部若しくは全部を助成します。

事業については引き続き実施します。

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	利用 件数	3	3	3	3

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見等の申し立てが増加する一方、後見人等の担い手不足が懸念されるため、法人後見実施に向けた支援を行います。

事業については引き続き実施します。

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の 有無	有	有	有	有

#### (6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話奉仕員・要約筆記奉仕員を派遣します。派遣に関わる部分の利用者負担はありません。

手話通訳者設置事業は、聴覚障がい者のコミュニケーション支援を行えるように1人を見込みます。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、過去の実績をもとに利用者数を見込みます。

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	利用 件数	30	40	40	40
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1

#### (7) 日常生活用具給付等事業

重度の障がい者に対し、日常生活上の便宜を図るために、自立生活支援用具等の要件を満たす用具を給付します。

各年度の件数については今までの実績や現在の利用状況から求めた数値をもとに見込みます。

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	給付 件数	2	4	4	4
自立生活支援用具	給付 件数	9	11	11	11
在宅療養等支援用具	給付 件数	5	9	9	9
情報・意思疎通支援 用具	給付 件数	27	28	28	28
排せつ管理支援用具	給付 件数	1,529	1,433	1,433	1,433
住宅改修費	給付 件数	2	2	2	2

### (8) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員の養成を目指し研修を行います。  
各年度の人数については、現在の状況から求めた人数をもとに見込みます。

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業 (実養成講習修了見込み者数)	人	7	1	1	1

### (9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な人について支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出です。

各年度の人数や時間については、現在の状況をもとに見込みます。

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人	15	18	19	20
	延時間	558	594	627	660

### (10) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターでは、障がい者等が通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行います。

このうち、「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行い、「機能強化事業」として、相談機能、機能訓練などを実施する事業があります。

各年度の人数については、現在の状況から求めた人数をもとに見込みます。

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業	実施 か所	2	2	2	2
	人	96	100	100	100

## 2 任意事業

### (1) 訪問入浴サービス

地域における障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図ります。

実績及び現在の利用状況等を勘案し、毎年7人の利用を見込みます。

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	設置 か所	1	2	2	2
	実人数	6	7	7	7

### (2) 日中一時支援

日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

各年度の人数については、実績及び現在の利用状況等を勘案し見込みます。

種類	単位 (月)	第6期 実績値	第7期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援	利用 人日	6,818	6,228	6,471	6,714
	利用 人数	793	692	719	746

# 資料編



資料1 村上市障がい者計画等審議会

資料2 策定の経過

第4次村上市障がい者計画  
第7期村上市障がい福祉計画  
第3期村上市障がい児福祉計画

令和6年3月 発行

発行者 村上市

編集 村上市 福祉課 福祉政策室

〒958-8501

新潟県村上市三之町 1 番地 1 号

電話：(0254)53-2111 (内線:2321)

FAX：(0254)53-3840

E-mail：fukushi-s@city.murakami.lg.jp